

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：平成30年5月25日（平成30年（独情）諮問第29号）

答申日：平成30年12月19日（平成30年度（独情）答申第54号）

事件名：特定期間で開催された特定学部教授会の議事概要等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「2017年4月から11月までに開催された特定学部教授会の議事録、資料及び音声記録」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「平成29年4月から11月までに開催された特定学部教授会の議事概要、資料及び音声記録」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきであり、平成29年11月分の特定学部教授会の音声データを対象として改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月10日付け29新大総第66号により、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）紙媒体に関する部分について

###### ア 法5条1号該当性について

まず、学生に関する情報について、学生の学籍番号及び氏名を除く部分についても多くの非公開部分があるが、それが公開されたとしても、必ずしも特定の個人が識別され又は識別され得るとは言えない。審査請求人としては、特定の個人が識別され又は識別され得るとされている部分の情報について、黒塗りとなり非公開であるため、その内容について知る由がなく、その個人識別性の程度についての立証は不可能である。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部

分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

一方、学生に関する情報以外の部分については、処分庁の職員がその職務の遂行として行った教育指導等に係る情報であり、法5条1号ただし書八に該当するため、非公開とするのは違法である。

以上の理由から、法5条1号には該当しない。

イ 法5条3号該当性について

仮に、当該部分が公開されたとしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとはいえず、非公開決定は違法である。

審査請求人としては、非公開部分について、その内容について知る由がない。しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から、法5条3号には該当しない。

ウ 法5条4号該当性について

本決定においては、多岐にわたり、法5条4号に該当するとして非公開決定となっている。しかしながら、これら情報が開示されたとしても、それが事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるとは言えない。

審査請求人としては、非公開部分について、その内容について知る由がない。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から、法5条4号には該当しない。

エ 法7条該当性について

仮に、法5条に該当するとされる場合であっても、処分庁に多額の税金が投入されているという事実を鑑みれば、その情報の公開は極めて高い公益性を有するのであるから、法7条によって、裁量的に開示決定されるべきである。

(2) 音声データについて

ア 不存在を理由とする非開示について

11月の教授会についてのみ、反訳記録（原文ママ）が部分公開の

対象となり、それ以外については、理由を示さず、非開示となっている。

理由を示さず、非開示とすること自体、そもそも違法である。

また、10月分前の音声記録につき、仮に、保存を要しない、あるいは消去する取扱いであったとしても、本件請求時点において、実際に消去されていたかどうかは、別の問題である。直ちに、その録音記録を消去するとは到底考えられず、実際には、これが存在している可能性は極めて高い。法人職員のパソコン、ICレコーダーを真摯に調査探索し、残存するデータの取得を行ったとも考えられず、処分庁の開示請求文書の探索が不十分であったという瑕疵があり、いずれにしても、その決定は違法である。

#### イ 音声の不開示について

音声データについては、理由を示さず、その全部が開示されず、その文字起こしした原稿のみが部分的に開示されている。

しかしながら、文字起こしした原稿が部分的であれ、開示可能であるにもかかわらず、その音声データについては、その全てを非公開とするのは、理由がなく、論理の一貫性もない。

仮に法5条所定の該当部分が存在するとするならば、音声データ中、当該部分のみを非公開とすれば足りるのであって、その全部を非公開とすることは違法である。

さらに、理由を示さず、非公開とすることは法に予定されておらず、この点においても、違法がある。

#### ウ 文字起こししたものの不開示部分について

仮に、音声データの非公開が適法であったとしても、その文字起こししたものの不公開部分の非公開決定は違法である。

発言者については、全て非公開とされているが、誰が、発言したのかということについては、処分庁職員の職務としての発言であり、それを非公開とする理由はない。また、その外の非開示部分については、上記(1)の理由がそのまま当てはまるものであるので、これを引用する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

本件に係る開示請求内容は、平成29年4月から11月までに開催された特定学部教授会の議事録、資料及び音声記録である。

これに対し、休会であった平成29年8月分を除く、7か月分の同会議の請求対象文書について特定し、部分開示した。

#### (1) 審査請求に係る開示決定等

##### ア 議事録について

本学では議事録を作成していないため議事概要を対象文書として特定し、以下の記載については不開示とした。

(ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

(イ) 入試関係情報

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(ウ) 倫理審査関係委員会の委員名等

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(エ) 学部改組等の現在検討中のもの

検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とした。

(オ) 発言者氏名

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

イ 資料について

上記アと同様の不開示事項に該当するものについて、不開示とした。

ウ 音声記録について

音声記録は直近開催の平成29年11月分のみを保存していた。

現存していた11月分の音声記録を開示することは、発言者の声質等から、特定個人を識別され、今後、教授会における自由な発言・議論ができなくなることから、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

ただし、当該音声データを文字起こしした原稿について、上記アと同様の不開示事項に該当するものについては不開示とした上で、部分開示した。

なお、平成30年1月10日付けの法人文書部分開示決定通知の際、上記の不開示理由について、記載漏れであった。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

(上記第2の2と同様の内容であるので記載省略)

### (3) 審査請求の理由に対する本学の意見

#### ア 紙媒体に関する部分について

##### (ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

特定の個人を識別することができる記載とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなるものである。このことから、本学教職員以外の個人情報及び本学教職員の氏名等で開示することにより学生が識別される情報については、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから不開示とした。

##### (イ) 学部改組の現在検討中のもの等、法人内部における検討に関する記載

学部改組の現在検討中のもの等、法人内部における検討については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、大学の自治を阻害されるおそれがあるため、法5条3号に該当し不開示としている。本学において、不開示の決定にあたっては、情報公開の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

なお、当該情報を開示することで、本学の経営上の正当な利益を害されるおそれがあり、法5条4号トにも該当することから、不開示とする。

##### (ウ) 入試関係情報、発言者氏名等に関する記載

入試関係情報、発言者氏名等に関する記載については、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し不開示としている。本学において、不開示の決定にあたっては、情報公開の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

##### (エ) 法7条の公益上の理由による裁量的開示

本件において、法5条各号により不開示とした情報は、個人情報、大学における審議事項や議論の内容等である。本学では、当該内容を公にしてまでも上回る公益上の必要性はないと判断する。

#### イ 音声データについて

##### (ア) 本学特定学部教授会の音声記録については、議事概要を作成した後、消去する扱いであったため、直近開催分の平成29年11月分のみを保有していた。なお、平成30年1月10日付けの法人文書部分開示決定通知の際、上記の不開示理由について、記載しなかった過誤は認める。

(イ) 何人も開示請求権を有していることから、本件対象文書について、特定学部教授会構成員が開示請求を行うことも可能である。その場合、音声データで開示することは、発言者の声質等から、特定個人を識別され、今後、教授会における自由な発言・議論ができなくなることから、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから不開示とする。なお、平成30年1月10日付けの法人文書部分開示決定通知の際、上記の不開示理由について、記載しなかった過誤は認める。

(ウ) 文字起こし原稿の中での発言者について全て不開示とすることについても、同様に今後、教授会における自由な発言・議論ができなくなることを鑑み不開示とした決定は、維持すべきであると判断する。

(上記ア(ア)ないし(ウ)並びにイ(ウ)の判断に係る該当文書の一覧は、別表の2欄及び3欄のとおり)

以上のことから、平成29年4月から11月までに開催された特定学部教授会の議事録、資料及び音声記録について、原処分は、維持すべきであると判断する。

## 2 補充理由説明書

本件諮問事件について、改めて検討した結果、原処分に係る開示決定通知書及び理由説明書の記載誤りについて削除及び訂正し、なお不開示を維持する部分について、不開示理由を追加して説明するものである。

### (1) 記載誤りについて

#### ア 原処分に係る開示決定通知書について

(ア) 当該通知書の別紙の33枚目(頁番号39/46)の上から6段目ないし8段目、34枚目(同40/46)の上から1段目、2段目、4段目、6段目及び7段目並びに35枚目(同41/46)の上から1段目ないし4段目部分は、不開示部分には当たらず、不開示部分として記載したことは誤りであるので、削除する。

(イ) 当該通知書の別紙の32枚目(頁番号38/46)ないし37枚目(同43/46)の「H29.11月特定学部教授会 音声」部分は、「H29.11月特定学部教授会 音声(文字起こし)」の誤りであるので、訂正する。

#### イ 理由説明書について

(ア) 理由説明書の別紙の6枚目の上から2段目、10枚目の上から1段目ないし5段目、7段目、9段目、10段目及び12段目ないし15段目部分は、不開示部分に当たらず、不開示部分として記載したことは誤りであるので、削除する。

- (イ) 理由説明書の別紙の 9 枚目ないし 12 枚目の「H29. 11 月特定学部教授会 音声」部分は、「H29. 11 月特定学部教授会 音声(文字起こし)」の誤りであるので、訂正する。
- (ウ) 理由説明書の別紙の 9 枚目の上から 5 段目の不開示部分及び不開示とする理由欄の「当該音声データを文字起こしした原稿(877～912 ページ)を開示することは可能」部分は、「当該音声データを文字起こしした原稿(777～795 ページ)を開示することは可能」の誤りであるので、訂正する。
- (エ) 理由説明書の別紙の 9 枚目の上から 6 段目のページ数欄の「877～912」部分は、「777～795」の誤りであるので、訂正する。
- (2) 不開示理由を追加する部分について
- ア 第 117 回教授会資料の「平成 30 年度非常勤講師任用計画」について
- 当該部分は、非常勤講師任用計画上の任用予定者の氏名、任用された際の担当授業科目名、担当時間数及び前任者の状況に係る情報であり、これらが公になると、非常勤講師任用計画確定前の情報が公となり、関係者の誤解や憶測が生じ、新潟大学における率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるので、法 5 条 3 号を追加する。なお、担当授業科目名部分は、理由説明書において同条 3 号及び 4 号トを追加しているところである。
- イ 第 120 回教授会資料の「特定学部関係行事予定表」のうち大学院学位論文審査等の日時部分について
- 当該部分は、大学院学位論文審査及び卒業・修了判定等の日時に係る情報であり、当該部分を公にした場合、学生の不正行為等を容易にすることが可能となり、大学院学位論文審査及び卒業・修了判定等に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法 5 条 4 号柱書きを追加する。
- ウ 第 120 回教授会資料の「特定学部関係行事予定表」のうち入学試験の合否判定等の日時部分について
- 当該部分は、入学試験の合否判定等の日時に係る情報であり、公にした場合、学生の不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるので、法 5 条 4 号ハを追加する。
- エ 文字起こし部分の「特定協会北陸地区会」のうち他大学の状況部分について
- 当該部分は、他大学との協力関係により取り寄せた当該大学の検討中の内部情報であり、これを公にした場合、今後同様の検討を行う

際に、他大学からの協力を得ることが困難となり、教授会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号柱書きを追加する。

オ 文字起こし部分の「平成30年度研究専念期間適用者の選考について」のうち選考対象の教員の氏名等部分について

当該部分は、選考対象の教員の氏名等であり、個人に関する情報であって、法5条1号ただし書きに掲げる情報にも該当しないので、同号の不開示理由を追加する。

カ 文字起こし部分の「教員採用検査受験状況等について」のうち当該情報の説明部分について

当該部分は、教員採用試験に係る公となっていない詳細な情報であるので、これらを公にした場合、当該受験結果のみをもって新潟大学学生への先入観を持たれることにより、今後の学生の就職活動等に影響を及ぼす可能性があり、新潟大学の就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きを追加する。

キ 文字起こし部分の「特定教育委員会」のうち依頼内容部分について

当該部分は、特定教育委員会からの教員支援員（当該教育委員会所属教諭の支援を行う非常勤の講師）の派遣依頼に係る機微な情報であり、当該部分を公にした場合、既に開示されている部分と照合することにより、他に知られたくない内部事情を推測することが可能となり、その結果、特定教育委員会との今後の協力関係に影響を及ぼすこととなり、今後の教員支援員に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年9月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月1日 審議
- ⑥ 同年11月26日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年12月17日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号並びに4号及び同号へに該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、平成29年11月分の音声データは理由

を示さず非開示となっているので違法であり、平成29年4月から10月までの音声記録は保有しているなのでその特定を求めるとともに、不開示部分の開示を求めるとして原処分取消しを求めているところ、諮問庁は、不開示理由に法5条4号柱書き、ハ及びトを追加した上で、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において、本件開示実施文書を確認したところ、文字起こし部分の7枚目の上から22行目部分がマスキング処理されて不開示部分として扱われていることが認められる。しかしながら、原処分に係る開示決定通知書の「開示しない部分及び一部を開示しない理由」欄を確認すると、これらの部分が不開示部分に含まれることを前提とした記載が見当たらないことから、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかはなく、したがって、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、本件開示請求に係る音声記録の特定を求めているところ、諮問庁は、理由説明書において、特定学部教授会の音声記録は、議事概要を作成した後、消去する扱いであったため、直近開催分の平成29年11月分のみを保有している旨説明する。当審査会において、原処分に係る開示決定通知書を確認すると、平成29年4月から10月までの特定学部教授会の音声記録及び平成29年11月分の特定学部教授会の音声記録のうち音声データが対象文書として明示されていないことが認められた（「H29.11月特定学部教授会 音声」との記載は認められるが、これが「文字起こし」部分を指すことは補充理由説明書の（1）ア（イ）及びイ（イ）のとおりである。）。

この点、諮問庁は、理由説明書において、開示決定通知の際、平成29年4月から10月までの音声記録を保有していないことを記載しなかったこと及び平成29年11月分の音声データの不開示理由等を記載しなかったことの過誤を認めている。

- (2) まず、平成29年11月分の特定学部教授会の音声記録のうち音声データについて、諮問庁は、理由説明書において、これを開示することにより、発言者の声質等から特定個人を識別され、今後、教授会における自由な発言・議論ができなくなることから、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する旨説明しており、当該音声データは全部不開示としたものである旨主張していると解される。

しかしながら、原処分においては、平成29年11月分の特定学部教

授会の音声記録として「文字起こし」のみが特定され、音声データについては、特定されていないものとするほかはなく、審査請求人は、当該音声データを含めた不開示部分の全部の開示を求めていると解されることから、当該音声データにつき、改めて開示決定等をすべきである。

(3) 次に、平成29年4月から10月までの音声記録の保有の有無について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 教授会の議事概要は、本学職員の手書きで取ったメモにより作成しているが、手書きメモだけでは確認できない部分があるので、音声記録を使用しているものである。担当職員は、ICレコーダーを使用して録音したものをパソコンに保管することなく、議事概要を作成し、音声記録が不要となった段階で消去しているものであり、平成29年4月から10月までの音声記録においても、議事概要を作成し、既にその役割を終えて廃棄しているものである。

念のため、担当職員の所属する担当部署を探索したものの、当該音声記録は確認できなかった。

イ したがって、当該音声記録は保有していない。

(4) 以上について検討すると、音声記録については、上記(2)の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書については、その存在をうかがわせる事情も認められないことから、新潟大学においてこれを保有していると認めることはできない。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分は、別表の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分33である。

#### (1) 不開示部分1について

ア 不開示部分1は、個人に係る情報であり、①平成29年度卒業研究の履修資格判定に係る情報、②学生の休学及び退学等に係る情報、③平成29年度特定課程A(特定コースA)2年次学生配属決定名簿(一部変更)に係る情報、④研究生(外国人留学生)の受入れ等に係る情報、⑤大学間交流協定に基づく交換留学派遣学生の単位認定に係る情報、⑥学業成績優秀者推薦書に係る情報、⑦特定学部1年生ないし4年生に係る情報、⑧大学間交流協定に基づく学生の留学に係る情報、⑨平成29年度9月卒業に係る情報、⑩平成29年度科目等履修生の受入れ等に係る情報、⑪研究生(外国人留学生)の退学に係る情報並びに⑫新潟大学院特定大学院の学びの特色に係る情報であることが認められる。

イ 上記①、③、⑥、⑧及び⑨について

(ア) 上記①、③、⑥、⑧及び⑨は、学生の氏名、在籍番号、学年、所

属，不足単位数，修得単位数，特定職A主免（主として特定職A免許を取得するコース），特定職B主免（主として特定職B免許を取得するコース），前年次標準修得単位（前年度の年次中に修得しておくべき標準的な単位数），前年度取得単位数，「優」以上の単位の割合，留学期間，留学先大学名，指導教員，平成29年3月6日の卒業判定時の不足単位，平成29年度第1学期の修得単位及び判定結果等であることが認められる。

(イ) 法5条1号本文該当性及び同号ただし書該当性について

上記①，③，⑥，⑧及び⑨は，学生の氏名とともに記載されていることから，一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

(ウ) 法6条2項による部分開示の可否について

a 学生の氏名，在籍番号，学年及び所属等について

当該部分は，個人識別部分であるから法6条2項の部分開示の余地はない。

b 上記①の不足単位数及び修得単位数等部分について

当該部分については，上記①は，卒業研究の履修資格判定に係る情報であることから，当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，他人に知られたくない当該学生の修得単位等に係る機微な情報が明らかとなつて，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

c 上記③の特定職A主免及び特定職B主免部分について

当該部分については，上記③は，特定課程A（特定コースA）における学生の2年次配属先の変更に係る情報であることから，当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，他人に知られたくない当該学生の配属先変更に係る機微な情報が明らかとなつて，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

d 上記⑥の前年次標準修得単位，前年度取得単位数及び「優」以上の単位の割合部分について

当該部分については，上記⑥は，学業成績優秀者推薦に係る情報であることから，当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報

を公にすることにより，他人に知られたくない当該学生の成績等に係る機微な情報が明らかとなつて，当該学生の権利利益を害するおそれがないと認められないので，部分開示できない。

e 上記⑧の留学期間，留学先大学名及び指導教員等部分について当該部分については，上記⑧は，大学間交流協定に基づく学生の留学に係る選考情報であることから，当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，他人に知られたくない当該学生の留学に係る選考情報が明らかとなつて，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

f 上記⑨の平成29年3月6日の卒業判定時の不足単位，平成29年度第1学期の修得単位，指導教員及び判定結果等部分について

当該部分については，上記⑨は，学生の卒業判定に係る情報であることから，当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，他人に知られたくない当該学生の成績等に係る機微な情報が明らかとなつて，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

(エ) したがって，上記①，③，⑥，⑧及び⑨は法5条1号に該当し，不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②について

(ア) 上記②は，学生の休学及び退学等に係る情報であり，(i) 特定学部教授会資料中の学生の氏名，在籍番号，課程(所属)，休学期間，事由(休学等の事由)及び指導教員等部分並びに(ii) 文字起こし中の当該情報の説明部分並びに司会者及び当該情報の説明者の氏名等部分であることが認められる。

(イ) 上記(i)について

上記(i)は，学生の氏名とともに記載されていることから，一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ，また，同号ただし書きないしハに該当する事情は認められない。

次に，法6条2項による部分開示の検討を行うと，学生の氏名，在籍番号及び課程(所属)は，個人識別部分であるから部分開示の余地はなく，その余の部分である休学期間，事由(休学等の事由)及び指導教員等については，上記(i)は，学生の休学及び退学等

に係る情報であることから、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該学生の休学等に係る機微な情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記（i）は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（ウ）上記（ii）について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、上記（ii）は、既に開示されている議事概要、議事次第及び特定学部教授会資料等から推認できる情報であるので、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記（ii）は法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 上記④について

（ア）上記④は、研究生（外国人留学生）の受入れ等に係る情報であり

（i）特定学部教授会資料中の個人の氏名、性別、国籍、最終学歴、研究期間、研究題目及び指導教員等部分並びに（ii）文字起こし中の当該情報の説明者の氏名等部分であることが認められる。

（イ）上記（i）について

上記（i）は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該個人の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該個人の氏名は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記（i）は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人の氏名、性別、国籍及び最終学歴等は、個人識別部分であるから部分開示の余

地はなく、その余の部分である研究期間、研究題目及び指導教員等については、上記（i）は、研究生（外国人留学生）の受入れ等に係る情報であることから、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該個人が研究生受入れ等のための選考中という機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記（i）は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（ウ）上記（ii）について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、上記（ii）は、既に開示されている議事概要、議事次第等から推認できる情報であるので、上記ウ（ウ）と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 上記⑤について

（ア）上記⑤は、大学間交流協定に基づく交換留学派遣学生の単位認定に係る情報であり、（i）特定学部教授会資料中の学生の氏名、在籍番号、課程・学年、留学先大学、留学先大学での履修科目、認定単位及び履修期間等並びに（ii）文字起こし中の司会者、当該情報の説明者及び発言中の教員の氏名等部分であることが認められる。

（イ）上記（i）について

上記（i）は、学生の氏名とともに記載されていることから、一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の氏名、在籍番号及び課程・学年は、個人識別部分であるから部分開示の余地はなく、その余の部分である留学先大学、留学先大学での履修科目、認定単位及び履修期間等については、上記（i）は、大学間交流協定に基づく交換留学派遣学生の単位認定に係る情報であることから、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定

が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該学生の単位認定に係る機微な情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記（i）は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（ウ）上記（ii）について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、上記（ii）は、既に関示されている議事概要、議事次第等から推認できる情報であるので、上記ウ（ウ）と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 上記⑦について

（ア）上記⑦は、特定学部1年生ないし4年生に係る情報であり、

（i）特定学部教授会資料中の学生の氏名、在籍番号、学科（課程）、休学歴の有無、休学理由等、在学期間、取得単位数及び指導教員等部分並びに（ii）文字起こし中の司会者、当該情報の説明者及び業務連絡を行った者の氏名等部分であることが認められる。

（イ）上記（i）について

上記（i）は、学生の氏名とともに記載されていることから、一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の氏名、在籍番号及び学科（課程）は、個人識別部分であるから部分開示の余地はなく、その余の部分である休学歴の有無、休学理由等、在学期間、取得単位数及び指導教員等については、上記（i）は、学生が取得した単位や休学歴等に係る情報であることから、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該学生の取得単位及び休学等に係る機微な情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示で

きない。

したがって、上記（i）は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（ウ）上記（ii）について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、上記（ii）は、既に開示されている議事概要及び議事次第等から推認できる情報並びに業務連絡にすぎない発言部分の発言者に係る情報であるので、上記ウ（ウ）と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 上記⑩について

（ア）上記⑩は、個人の氏名、最終学歴及び履修科目等であることが認められる。

（イ）上記⑩は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該個人の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該個人の氏名は公表慣行がない旨説明する。そうすると、上記⑩は、公表慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、個人の氏名及び最終学歴は、個人識別部分であるから法6条2項の部分開示の余地はなく、その余の部分である履修科目等については、上記⑩は、平成29年度科目等履修生の受入れ等に係る情報であることから、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該個人が科目等履修生受入れのための選考中という機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記⑩は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ク 上記⑪について

（ア）上記⑪は、個人の氏名、在籍番号、退学年月、退学の事由及び指

導教員であることが認められる。

- (イ) 上記⑪は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該個人の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該個人の氏名は公表慣行がない旨説明する。そうすると、上記⑪は、公表慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、個人の氏名及び在籍番号は、個人識別部分であるから法6条2項の部分開示の余地はなく、その余の部分である退学年月、退学の事由及び指導教員については、上記⑪は、研究生（外国人留学生）の退学に係る情報であることから、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該個人の退学の事由などの機微な情報が明らかとなつて、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記⑪は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ケ 上記⑫について

- (ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記⑫は、新潟大学院特定大学院の拡充案についてまとめた資料のうち新潟大学教職員、大学院生及び県内の高等学校教員等の写真部分であり、いずれも個人が識別できる状態で写っている。

当該写真については公表慣行がないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

- (イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑫は、特定の個人が識別できる写真であることが認められる。

b 上記⑫は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。諮問庁は、当該写真の公表慣行はない旨説明することから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、当該写真は、全体として個人識別部分であると認められることから部分開示の余地もない。

したがって、上記⑫は法5条1号に該当し、不開示としたこと

は妥当である。

(2) 不開示部分2について

ア 不開示部分2は、個人に係る情報であり、①図書室カード番号に係る情報及び②除籍該当予定者に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 上記①は、図書室の利用カードの番号部分であることが認められる。

(イ) 上記①には、特定の個人を識別することができるほどの詳細かつ具体的な記載及び個人の権利利益を害するような記載は認められないので、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとは認められない。

したがって、上記①は法5条1号に該当せず、開示すべきである。

ウ 上記②について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記②は、前期授業料未納者である学生のうち除籍該当予定者の所属課程ごとの人数部分であり、当該部分が公になると、当該学生の友人や知人、学内関係者等一定範囲の者には、他の情報と照合することにより、当該学生が特定される可能性があり、これらの者に他人に知られたくない前期授業料未納及び除籍に係る機微な内容が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記②は、前期授業料未納者である学生のうち除籍該当予定者の所属課程ごとの人数部分であることが認められる。

b 上記②は、学生の氏名は記載されていないものの、当該学生の年次及び所属課程名が記載されているので、当該部分が公になると、当該学生の友人や知人、学内関係者等一定範囲の者には、他の情報と照合することにより、当該学生が特定される可能性があり、これらの者に他人に知られたくない前期授業料未納及び除籍に係る機微な内容が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

そうすると、上記②は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、上記②は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示部分3について

ア 当該部分は、入学試験関係に係る情報であり、①特定入試に係る情報、②特定学部入学試験運営委員会議事概要に係る情報、③新潟大学特定学部入学試験実施に関する申合せに係る情報、④平成30年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等(案)に係る情報及び⑤平成30年度特定学部推薦入試志願状況に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 上記①は、特定入試に係る情報であり、(i) 特定学部教授会資料のうち「平成30年度新潟大学特定入試日程(案)」中の入学試験に係る問題作成・輸送・合否判定等に係る日程及び作業内容等部分、(ii) 特定学部教授会資料のうち「平成30年度新潟大学特定志願者数」中の男女別志願者数、志願倍率、看護師免許取得者数及び出身高等学校の県内・県外別人数等並びに(iii) 文字起こし中の上記(ii)に係る情報の説明部分並びに司会者及び当該情報の説明者の氏名等部分であることが認められる。

(イ) 上記(i)について

a 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記(i)は公になっていない入学試験に係る問題作成・輸送・合否判定等に係る日程及び作業内容等部分であり、これらを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。

b 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記(i)は、入学試験の問題作成・輸送・合否判定等に係る機微な情報であると認められるので、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記(i)は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 上記(ii)について

a 上記(ii)は、平成30年度の特定入試に係る男女別志願者数、志願倍率、看護師免許取得者数及び出身高等学校の県内・県外別人数等(以下「不開示部分A」という。)並びにその下部の不開

示部分（以下「不開示部分B」という。）であることが認められる。

また、昨年度（平成29年度）の特定入試については、原処分において、不開示部分Aと同様の情報が既に開示されていることが認められ、不開示部分Bは項目名も含めて不開示となっていることが認められる。

b 不開示部分Aについて

- (a) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分Aの不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、今後受験を検討している学生等に影響が生じる可能性があり、特定入試に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当するとのことである。
- (b) しかしながら、既に開示されている昨年度（平成29年度）の状況の記載内容から特定入試の志願者数の傾向を知ることは可能であり、当該部分を公にしても、今後受験を検討している学生等に影響が生じるとまではいえず、特定入試に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

c 不開示部分Bについて

- (a) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分Bの不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分は公となっていない詳細な志願状況であり、公にすることにより、志願傾向が明らかとなり、今後受験を考えている学生等に憶測等が生じ、これらの憶測等に基づいて学生等が志望大学の選択及び受験対策を行う可能性があり、その結果、学生等の志望大学選択及び受験の解答方法等に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当するとのことである。
- (b) しかしながら、不開示部分Bのうち項目名部分は、志願傾向が明らかになるほどの記載は認められず、公にすることにより、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。
- (c) 他方、不開示部分Bの項目名部分を除く部分は、詳細な志願状況であると認められ、公にすることにより、志願傾向が明らかとなり、今後受験を考えている学生等に憶測等が生じ、これらの憶測等に基づいて学生等が志望大学の選択及び受験対策を行う可能性があり、その結果、学生等の志望大学選択及び受験

の解答方法等に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(エ) 上記(iii)のうち上記(ii)に係る情報の説明部分について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号及び4号トに該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は、上記(ii)に係る資料の開示部分から推認できる情報であるので、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(オ) 上記(iii)のうち司会者及び当該情報の説明者の氏名等部分について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は、既に開示されている議事概要、議事次第等から推認できる情報であるので、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 上記②について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記②は、特定学部入学試験運営委員会議事概要のうち公になっていない入学試験受験票の発送作業の日程部分及び当該作業の担当者の氏名等部分であり、入学試験受験票の発送作業の日程部分については、公にすることにより、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、当該作業の担当者の氏名等については、公にすることによ

り、入学試験に係る機密情報を知り得る立場である当該担当者が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があるため、いずれも適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記②は、特定学部入学試験運営委員会議事概要に係る情報であり、(i) 入学試験受験票の発送作業の日程部分及び(ii) 当該作業の担当者の氏名等部分であることが認められる。

b 上記(i)について

上記(i)は、入学試験受験票の発送作業の日程に係る機微な情報であると認められるので、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記(i)は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

c 上記(ii)について

上記(ii)は、入学試験に係る機密情報を知り得る立場の担当者の氏名等であると認められるので、これを公にした場合、当該担当者が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記(ii)は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 上記③について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記③は、学部の入学試験を実施するための委員会委員等を選任するための新潟大学特定学部入学試験実施に関する申合せである。

上記③を公にした場合、入学試験に係る機密情報を知り得る立場である入試関係の委員会委員等の氏名が明らかとなるので、これらの者が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記③は、学部の入学試験を実施するための委員会委員等を選任するための新潟大学特定学部入学試験実施に関する申合せであることが認められる。

b 上記③は、既に開示されている部分と併せることにより、入学試験に係る機密情報を知り得る立場である入学試験関係の委員会

委員等の氏名が明らかになると認められるので、当該部分を公にした場合、当該委員会委員等が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記③は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 上記④について

(ア) 上記④は、平成30年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等(案)に係る情報であり、(i) 特定学部教授会資料中の出願資格、出願期間・出願方法、選抜方法等、合格発表日、入学手続期間及び大学入試センター試験で受験を要する教科・科目部分並びに(ii) 文字起こし中の当該情報の説明部分並びに司会者、当該情報の説明者、業務連絡を行った者及び当該情報に対する意見を発言した者の氏名等部分であることが認められる。

(イ) 上記(i)及び上記(ii)のうち当該情報の説明部分について

a 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、特定学部教授会資料中の出願資格、出願期間・出願方法、選抜方法等、合格発表日、入学手続期間及び大学入試センター試験で受験を要する教科・科目部分並びに文字起こし中の当該情報の説明部分であり、原処分時点において募集は行っていない。また、一般入試については、原処分時点において募集は行っているものの出願期間前である。

当該部分は、欠員が生じた場合の具体的な選抜方法等であり、一般入試が募集中であることも併せ考えると、これらを公にした場合、今後、当該学部の受験を考えている学生等が、欠員募集が行われることを視野に入れつつ受験対策を行う可能性があり、受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。

b 当該部分は、欠員が生じた場合の具体的な選抜方法等及びその説明部分であると認められ、原処分時点において、当該募集が行われておらず、一般入試については、募集中であるとの諮問庁の説明も併せ考えると、これらを公にした場合、今後、当該学部の受験を考えている学生等が、欠員募集が行われることを視野に入れつつ受験対策を行う可能性について否定できず、その結果、受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 上記(ii)のうち当該情報に対する意見を発言した者の氏名等部分について

a 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分は、上記(i)に係る情報に対する主観的な意見を発言した者の氏名等部分であり、当該部分が公になった場合、当該発言内容が既に開示されていることから、主観的な意見を発言した者の氏名等が明らかとなり、今後の教授会構成員の自由な発言が制約され、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

b 当該部分は、主観的な意見を発言した者の氏名等部分であると認められ、当該発言内容は既に開示されていることが認められることから、当該部分が公になった場合、主観的な意見を発言した者の氏名等が明らかとなり、今後の教授会構成員の自由な発言が制約され、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(エ) 上記(ii)のうち司会者、当該情報の説明者及び業務連絡を行った者の氏名等部分について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は、既に開示されている議事概要及び議事次第等から推認できる情報並びに業務連絡にすぎない発言部分の発言者に係る情報であるので、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 上記⑤について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記⑤のうち文字起こし部分を除く部分は、コース・専修ごとの

志願状況であり、当該部分を公にすると、コース・専修ごとの詳細な志願状況を分析することにより、コース・専修ごとの難易度を図ることが可能となり、その結果、受験の志願倍率のみをもって受験生がコース・専修を選択することとなり、新潟大学が求める人材像に沿った受験生を得ることが困難となり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため法5条4号ハに該当する。

また、上記⑤のうち文字起こし部分は、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑤は、平成30年度特定学部推薦入試志願状況に係る情報であり、平成30年度・平成29年度特定学部推薦入試のコース・専修ごとの志願状況並びに文字起こし中の当該情報の説明者の氏名等部分及び志願者数であることが認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、推薦入試の志願状況の公表の有無等について、確認させたところ、平成29年度入試については、当該推薦入試の志願状況は公表済みであり、平成30年度入試については、原処分（平成30年1月10日）前の平成29年度中に実施され、その実施された年度の翌年度である同年4月に当該推薦入試の志願状況が公表予定であり、実際に公表されたとのことである。

b 上記⑤のうち文字起こし部分を除く部分について

平成29年度入試の志願状況については、既に公表されている情報であり、平成30年度入試の志願状況については、原処分前に推薦入試が実施されているので、これらを公にしても、受験生のコース・専修選択に影響を及ぼすとまでは認められず、また、将来においても、公にすることにより、受験生のコース・専修選択に影響を及ぼすとまでは認められず、受験の志願倍率のみをもって受験生がコース・専修を選択することにより、新潟大学が求める人材像に沿った受験生を得ることが困難となり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条4号ハに該当せず、開示すべきである。

c 上記⑤のうち文字起こし中の志願者数部分について

当該部分は、平成30年度推薦入試の志願状況であり、原処分

前に推薦入試が実施されているので、公にすることにより、受験生のコース・専修選択に影響を及ぼすとまでは認められず、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

d 上記⑤のうち文字起こし中の当該情報の説明者の氏名等部分について

当該部分は、既に開示されている議事概要、議事次第等から推認できる情報であるので、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### (4) 不開示部分4について

ア 当該部分は、特定分野における研究倫理審査委員会（以下「倫理委員会」という。）に係る情報であり、特定学部教授会議事概要・資料中の①倫理委員会委員の氏名等に係る情報、②倫理委員会の実施日時及び場所に係る情報、③倫理委員会に出席したオブザーバー等の氏名等に係る情報、④陪席者の氏名等に係る情報、⑤倫理委員会議事概要に係る情報、⑥倫理委員会委員以外の説明者の氏名等に係る情報、⑦審査に関わる書類一覧、申請・審査の流れに係る資料及び申請書様式等に係る情報並びに文字起こし中の⑧司会者、倫理委員会に係る情報の説明者の氏名等及び倫理委員会の審議内容の説明部分に係る情報であることが認められる。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分4の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 上記①は、特定分野における直接人を対象とした研究の科学的妥当性及び倫理的妥当性を審査する倫理委員会委員の氏名等であり、倫理委員会委員の氏名等は公になっていない。

倫理委員会は、研究の対象となる個人の人権擁護等に配慮して審査を行っているものの、申請した研究が倫理委員会の審査により不承認等となることに納得しない教員が存在する可能性があるため、倫理委員会委員の氏名等を公にした場合、倫理委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当する。

(イ) 上記②、④、⑥、⑦及び⑧のうち司会者及び当該情報の説明者の

氏名等部分は、公にすることにより、倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当する。

(ウ) 上記③は、学部長の指名によりオブザーバー等として実質的に、倫理委員会の審議に加わっている者であるので、上記(ア)と同様の理由により、倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当する。

(エ) 上記⑤及び⑧のうち倫理委員会の審議内容の説明部分は、倫理委員会の審議内容が明らかとなる部分であり、各委員の様々な意見の記載があるので、当該部分が公になると、倫理委員会委員の自由な意見が制約され、倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当する。

#### ウ 上記①について

(ア) 上記①は、倫理委員会委員の氏名等であることが認められる。

(イ) 上記①は、申請した研究が倫理委員会の審査により不承認等となることに納得しない教員が存在する可能性があることを踏まえると、倫理委員会委員の氏名等を公にした場合、倫理委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受け、倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。したがって、上記①は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### エ 上記②について

(ア) 上記②は、倫理委員会の実施日時及び場所部分であることが認められる。

なお、当審査会において、本件開示実施文書を確認したところ、倫理委員会の実施日時のうち第116回特定学部教授会議事概要の2枚目の下から9行目の左側部分及び8行目部分がマスキング処理されて不開示部分として扱われていることが認められる。しかしながら、原処分に係る開示決定通知書の「開示しない部分及び一部を開示しない理由」欄を確認すると、これらの部分が不開示部分に含まれることを前提とした記載が見当たらないことから、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかはなく、したがって、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

(イ) 上記②は、倫理委員会の実施日時及び場所にすぎないので、当該部分が公になったとしても、倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、上記②は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

オ 上記③について

(ア) 上記③は、倫理委員会に出席したオブザーバー等の氏名等であることが認められる。

(イ) 当該オブザーバー等は、学部長の指名により、実質的に倫理委員会の審議に加わっている事情を踏まえると、上記③は、上記ウ(イ)と同様の理由により、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

カ 上記④について

(ア) 上記④は、陪席者の氏名等であることが認められる。

(イ) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、倫理委員会における当該陪席者の役割等について、確認させたところ、当該陪席者は、飽くまで陪席者としての立場であり、倫理委員会の審議に影響を及ぼすような権限はないとのことである。

そうすると、上記④は、公にすることにより、倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、上記④は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

キ 上記⑤について

上記⑤は、倫理委員会議事概要に係る情報であり、各倫理委員会委員の様々な意見の記載が認められることから、これが公になると、倫理委員会委員の自由な意見が制約され、倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記⑤は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

ク 上記⑥について

(ア) 上記⑥は、倫理委員会委員以外の説明者の氏名等であることが認められる。

なお、当審査会において、本件開示実施文書を確認したところ、倫理委員会委員以外の説明者の氏名等のうち第116回特定学部教授会議事概要の2枚目の下から9行目の右側部分がマスキング処理されて不開示部分として扱われていることが認められる。しかしながら、原処分に係る開示決定通知書の「開示しない部分及び一部を開示しない理由」欄を確認すると、これらの部分が不開示部分に含まれることを前提とした記載が見当たらないことから、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかはなく、したがって、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

(イ) 上記⑥は、教授会において倫理委員会開催の概要を説明する倫理

委員会委員以外の者の氏名等であり、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、倫理委員会における当該者の役割等について、確認させたところ、当該者は、倫理委員会委員ではないので、倫理委員会の審議に影響を及ぼすような権限はないとのことである。

そうすると、上記⑥は、公にすることにより、倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、上記⑥は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ケ 上記⑦について

(ア) 上記⑦は、審査に関わる書類一覧、申請・審査の流れに係る資料及び申請書様式等であることが認められる。

(イ) 上記⑦は、一般的な申請に関わる文書であり、倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすほどの機微な情報とは認められないので、公にすることにより、倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、上記⑦は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

コ 上記⑧について

(ア) 上記⑧は、文字起こし中の(i)司会者の氏名等、(ii)倫理委員会に係る情報の説明者の氏名等及び(iii)倫理委員会の審議内容の説明部分であることが認められる。

(イ) 上記(i)について

上記(i)は、司会者の氏名等部分であり、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、上記(i)は、既に開示されている議事概要、議事次第等から推認できる情報であるので、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 上記(ii)について

上記(ii)は、倫理委員会に係る情報を説明する倫理委員会委員の氏名等であると認められるので、上記ウ(イ)と同様の理由により、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(エ) 上記(iii)について

上記(iii)は、倫理委員会の審議内容に係る資料の説明部分であ

ると認められるので、上記キと同様の理由により、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 不開示部分5について

ア 当該部分は、人事選考に係る情報であり、①教員定員の配置に係る情報及び②教員選考の結果に係る情報であることが認められる。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分5の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

新潟大学では、各教員所属組織において教員を採用等する場合、それぞれの組織から全学教員定員調整委員会に教員定員配置の発議（教員定員の要求）を行い、同委員会において承認される必要がある。

不開示部分5は、教員人事に係る選考中の情報であり、上記①は、各教員所属組織から全学教員定員調整委員会へ教員定員の要求を行い、承認された職名等であり、上記②は、全学教員定員調整委員会からの教員人事の選考過程の報告部分である。

いずれの部分においても、職名（採用された際の職名）、分野及び採用予定である者の現在の所属機関名の記載があり、いずれも公になっていない人事管理情報であるので、これらが外部に知られると、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがある。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 不開示部分5は、人事選考に係る情報であり、職名、分野及び採用予定である者の現在の所属機関名であることが認められる。

(イ) 当該部分は、公になっていない人事管理情報であるので、公にすることにより、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 不開示部分6について

ア 当該部分は、組織改組等に係る情報であり、①平成31年度大学院抜本的改組検討WGに係る情報、②現社研WGに係る情報、③大学改革・大学評価委員会教育組織改組検討部会に係る情報、④総合大学における教員養成タスクフォースに係る情報、⑤新潟大学の大学院教育改革についての基本方針（案）に係る情報、⑥大学改革・大学評価委員会学系再編委員会に係る情報、⑦新潟県小学校教員採用占有率（目標値と達成値に係る情報）に係る情報、⑧拡大整備計画委員会に係る情報、⑨教職課程コアカリキュラム（案）に係る情報、⑩入試制度改

革に関する各学部の実情調査（ヒアリング）に係る情報，⑪カリキュラム検討委員会に係る情報，⑫国立教員養成大学・学部，大学院，附属学校の改革に関する有識者会議報告書に係る情報，⑬新潟大学特定研究科特定専攻拡充案に係る情報及び⑭他大学との連携に係る情報であることが認められる。

イ 上記①ないし⑧について

（ア）当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，当該部分の不開示理由等について，改めて確認させたところ，諮問庁は，以下のとおり説明する。

上記①は，大学院改組に係る情報であり，上記②は，大学院改組の課題整理等に係る情報であり，上記③は，教育組織改組に係る情報であり，上記④は，カリキュラム変更に係る情報であり，上記⑤は，大学院教育改革の方向性及び人材養成プログラム等に係る情報であり，上記⑥は，学系（教員の所属組織）再編に係る情報であり，上記⑦は，新潟県・市の特定職A採用の占有率（新潟大学出身の学生が占める割合）目標達成に向けた施策に係る情報であり，上記⑧は，特定職C免許状の課程認定（文部科学省へ教職課程の申請を行い認定を受けるもの）等の課題整理に係る情報であり，いずれも審議中の未成熟な情報である。

このような未成熟な情報を公にした場合，関係者の誤解を招き，新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

（イ）以下，上記諮問庁の説明も踏まえ，検討する。

a 上記①ないし⑥及び⑧は，いずれも審議中の情報であることが認められることから，これらを公にした場合，関係者の誤解を招き，新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，上記①ないし⑥及び⑧は法5条3号に該当し，同条4号トについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

b しかしながら，上記⑦は，既に開示されている部分から推認できる情報であると認められるので，公にすることにより，関係者の誤解を招き，新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，上記⑦は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず，開示すべきである。

ウ 上記⑨について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

教職課程コアカリキュラムは、文部科学省が法令等に基づき全国全ての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すために作成するものであり、当該不開示部分は、文部科学省による教職課程コアカリキュラム（案）のパブリックコメント募集に対し、新潟大学特定学部がまとめたパブリックコメントを提出するための論点メモ部分である。

原処分時において、教職課程コアカリキュラムは文部科学省により公表されているものの、当該不開示部分は新潟大学におけるコアカリキュラムの考え方に係る情報であるので、当該部分を公にした場合、今後の特定学部特定課程Aのカリキュラム検討の際に、関係者の誤解や憶測を招き、カリキュラム案の策定・改善を検討しているカリキュラム検討委員会や教授会構成員等における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑨は、教職課程コアカリキュラムに係る論点メモ部分及び特定出版社の記事部分であることが認められる。

b 上記⑨のうち下記cを除く部分について

当該部分は、新潟大学におけるコアカリキュラムの考え方に係る情報であると認められ、当該部分を公にした場合、今後の特定学部特定課程Aのカリキュラム検討の際に、関係者の誤解や憶測を招き、カリキュラム検討委員会や教授会構成員等における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条3号に該当し、同条4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

c 特定出版社の記事部分について

当該部分の不開示理由等について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて確認させたところ、当該記事部分には、新潟大学におけるコアカリキュラムの考え方は記載されていないものの、教職課程コアカリキュラムに係る論点メモ部分と関連している記事であるので、不開示にしたとのことである。

しかしながら、当該部分は、特定出版社の記事であり、新潟大学の考え方を連想させるような記載は認められないので、公にすることにより、カリキュラム検討委員会や教授会構成員等

における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### エ 上記⑩について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記⑩は、今後の入試制度改革について検討を行うため入試の実情や考え方について各学部へ調査するものであり、入試制度改革に係る調査事項案が記載されているだけでなく、具体的な検討内容や改革の考え方等が例示されているので、公にした場合、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑩は、入試の実情や考え方についての調査事項案であることが認められる。

b 上記⑩のうち下記cを除く部分は、入試改革に係る調査事項案であり、当該調査事項案に関連する具体的な検討内容や改革の考え方等の記載が認められるので、当該部分を公にした場合、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条3号に該当し、同条4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

c 上記⑩に係る資料の上から2行目ないし11行目部分は、当該調査事項に関連する具体的な検討内容や改革の考え方等の記載はなく、入試改革に係る検討情報とは認められないので、公にすることにより、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### オ 上記⑪について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記⑪のうち文字起こし部分を除く部分は、カリキュラムに関する審議中の情報であることから、公にした場合、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるので、法5条3号及び4号トに該当し、文字起こし部分は、これらのおそれに加え、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあるので、同号柱書きに該当する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

- a 上記⑪は、カリキュラム検討委員会に係る情報であり、カリキュラム変更案及び今後の検討スケジュール案並びに文字起こし中の司会者及び当該情報の説明者の氏名等であることが認められる。
- b 上記⑪のうち文字起こし部分を除く部分は、審議中の未成熟な情報であると認められるので、公にした場合、関係者の誤解を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条3号に該当し、同条4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- c 上記⑪のうち文字起こし部分は、既に開示されている議事概要、議事次第等から推認できる情報であるので、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 上記⑫について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

文部科学省による「国立教員養成大学・学部，大学院，附属学校の改革に関する有識者会議」報告書が取りまとめられたことを受けて、教員養成学部を置く各国立大学と文部科学省との間で意見交換を行うこととなった。

上記⑫は、本部執行部及び特定学部関係者が作成した当該意見交換に係る資料、当該資料を作成するための検討段階の資料及び文字起こし中の検討内容部分である。上記⑫は、新潟大学における教員養成機能の強化に関する審議中の情報であり、公にした場合、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

- a 上記⑫は、(i) 国立教員養成大学・学部と文部科学省の意見

交換日程表に係る情報（新潟大学の日程を除く。）、（ii）新潟大学における教員養成機能の強化等に係る情報、（iii）文部科学省との意見交換までに整えるべき事項、（iv）文字起こし中の文部科学省との意見交換に出席した者の職名並びに（v）文字起こし中の学部改組及び入学試験改革に係る情報であることが認められる。

b 上記（i）について

上記（i）は、文部科学省との意見交換に出席する大学名及び意見交換日時であり、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、確認させたところ、公にすることにより、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

しかしながら、上記（i）は、文部科学省との意見交換に出席する大学名及び意見交換日時にすぎないので、公にすることにより、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記（i）は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

c 上記（ii）、（iii）及び（v）について

当該部分は、新潟大学における教員養成機能の強化等に係る審議中の情報であると認められるので、公にした場合、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条3号に該当し、同条4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

d 上記（iv）について

上記（iv）は、文部科学省との意見交換に出席した者の職名にすぎないので、公にすることにより、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記（iv）は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 上記⑬について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、新潟大学特定研究科特定専攻（特定大学院）の拡充案に関する情報、文字起こし中の当該情報の説明者、専任教員の配置案及び特定大学院のスケジュール部分であり、いずれも審議中の情報である。当該情報を公にした場合、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑬は、特定学部教授会資料中の（i）新潟大学特定研究科特定専攻の拡充案（特定大学院）に係る情報並びに文字起こし中の（ii）司会者、当該情報の説明者、当該情報に対する意見を発言した者及び発言中の教員の氏名等、（iii）専任教員の配置案、（iv）特定大学院改組のスケジュール部分、（v）単位数（特定大学院の専任教員が学部教育を担当できる単位の上限数）及び（vi）他大学の状況であることが認められる。

b 上記（i）について

上記（i）は、新潟大学特定研究科特定専攻（特定大学院）の拡充に係る審議中の情報であると認められるので、公にした場合、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記（i）は法5条3号に該当し、同条4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

c 上記（ii）のうち司会者及び当該情報の説明者の氏名等部分について

当該部分は、司会者及び上記（i）に係る情報の説明者の氏名等であり、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は、既に開示されている議事概要、議事次第等から推認できる情報であるので、上記（1）ウ（ウ）と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのい

ずれにも該当せず、開示すべきである。

d 上記（ii）のうち当該情報に対する意見を発言した者の氏名等について

（a）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、上記（i）に係る情報に対する主観的な意見を発言した者の氏名等であり、当該部分が公になった場合、当該発言内容が既に開示されていることから、主観的な意見を発言した者の氏名等が明らかとなり、今後の教授会構成員の自由な発言が制約され、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（b）以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該部分は、主観的な意見を発言した者の氏名等部分であると認められ、当該発言内容が既に開示されていることが認められることから、当該部分が公になった場合、主観的な意見を発言した者の氏名等が明らかとなり、今後の教授会構成員の自由な発言が制約され、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

e 上記（ii）のうち発言中の教員の氏名等について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、文字起こし部分の2枚目の上から32行目及び3枚目の上から1行目部分は、教科教育（学部における教育）を行う教員の氏名等であり、文字起こし部分の3枚目の上から8行目部分は、氏名等が記載されている経緯が不明であるものの、公にすることにより、新潟大学における率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当するとのことである。

しかしながら、当該部分は、教科教育（学部における教育）を行う教員及び文字起こし部分に記載されている経緯が不明である者の氏名等にすぎないので、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害する

おそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

f 上記（iii）及び（iv）について

（a）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、上記（iii）は、特定研究科特定専攻（特定大学院）の拡充に伴い新たに配置する専任教員数部分であり、上記（iv）は、特定大学院改組のスケジュール部分であり、いずれも審議中の情報であり、公にすることにより、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとのことである。

（b）当該部分は、審議中の情報であると認められることから、上記bと同様の理由により、法5条3号に該当し、同条4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

g 上記（v）について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分は、特定大学院の専任教員が学部教育を担当できる単位数の上限であるとのことであるが、不開示とする具体的な説明を得ることはできなかった。

そうすると、公にすることにより、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記（v）は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

h 上記（vi）について

（a）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分は、他大学の状況部分であり、当該部分を公にした場合、既に開示されている部分と照合することにより、誤解や憶測を招く可能性があり、この誤解や憶測により、当該大学の入学試験や就職等に影響を及ぼすこととなり、当該大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条4号トに該当する旨説明する。

（b）上記（vi）は、他大学の状況部分であり、当該部分を公にした場合、既に開示されている部分と照合することにより、誤解や憶測を招く可能性について否定できず、その結果、当該大学

の入試や就職等に影響を及ぼすこととなり、当該大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記（vi）は法5条4号トに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ク 上記⑭について

（ア）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記⑭は、文字起こし中の他大学との連携を踏まえた学部改組等に係る審議中の情報であるので、公にした場合、関係者の誤解や憶測を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

（イ）以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑭は、文字起こし中の他大学との連携を踏まえた学部改組等に係る情報であると認められる。

b 上記⑭は、審議中の情報であると認められるので、公にした場合、関係者の誤解を招き、新潟大学における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記⑭は法5条3号に該当し、同条4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（7）不開示部分7について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、特定課程A全学生の必修講義である平成29年度特定学部特定演習日程表のうち当該演習の成績評価など学生に公表していない情報である。これらの情報は、学生に知られたくない成績評価に係る内部情報であるので、公にすることにより、当該情報が明らかとなり、学生の不正行為等を容易にするだけでなく、学生に対して誤解や憶測が生じることとなり、当該演習の取組に影響を及ぼし、当該演習の成績評価に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

（ア）当該部分は、平成29年度特定学部特定演習日程表のうち①成績評価に係る情報及び②会議の日程に係る情報であることが認められる。

(イ) 上記①は、学生に知られたくない成績評価に係る内部情報であると認められるので、公にすることにより、当該情報が明らかとなり、学生の不正行為等を容易にするだけでなく、学生に対して誤解や憶測が生じることとなり、当該演習の取組に影響を及ぼし、当該演習の成績評価に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記①は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 上記②は、会議の日程部分であり、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該演習の状況を報告するための会議の日程部分であり、学生には公表していない事項であるので、不開示にしたとのことである。

しかしながら、上記②は、公表していないとしても、これを公にすることにより、学生の不正行為等を容易にし、学生に対して誤解や憶測が生じるとは考えられず、当該演習の取組に影響を及ぼし、当該演習の成績評価に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、上記②は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

#### (8) 不開示部分8について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、全国の特定分野系の学部長が出席する全国国立大学法人特定分野系学部長会議に係る情報であり、各国立大学の検討中の情報や様々な意見等である。当該情報が公になった場合、今後、同会議において、出席者は具体的な発言をちゅうちょし、適切な発言をすることができなくなるので、同会議の業務が停滞し、新潟大学を含めた各国立大学における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、全国国立大学法人特定分野系学部長会議における各大学の意見等部分であることが認められる。

(イ) 当該部分は、各大学の検討中の情報や様々な意見等であると認められるので、当該部分を公にすると、今後、上記会議において、出席者の発言が制約されるなど、上記会議の業務が停滞し、新潟大学を含めた各国立大学における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(9) 不開示部分9について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

特定協会は、国立大学法人のうち特定分野に関する教育・研究等を主とする大学・学部を会員として組織されたものである。不開示部分のうち文字起こし部分を除く部分は、学部長が同会議に出席して作成した会議内容であり、各国立大学の検討中の情報や様々な意見等が記載されている。当該情報が公になった場合、今後、同会議において、出席者は具体的な発言をちゅうちょし、適切な発言をすることができなくなるので、同会議の業務が停滞し、新潟大学を含めた各国立大学における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当する。

なお、第120回特定学部教授会資料中の「平成29年度特定協会北陸地区会学長・副学長・学部長・学部教員合同会議」部分は、原処分において、法5条3号に該当するとし、理由説明書において同条4号に該当するとしている。

不開示部分のうち文字起こし部分は、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、①特定協会北陸地区評議員会及び同北陸地区会における各大学の意見等部分及び②文字起こし中の同会議出席者の氏名等及び他大学の状況部分であることが認められる。

(イ) 上記①は、各大学の検討中の情報や様々な意見等であると認められるので、これらを公にすると、今後、上記会議において、出席者の発言が制約されるなど、上記会議の業務が停滞し、新潟大学を含めた各国立大学における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記①は法5条4号柱書きに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 上記②のうち上記会議出席者の氏名等は、新潟大学特定学部長と

ともに上記会議に出席した新潟大学の教員の氏名等にすぎないので、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(エ) 上記②のうち他大学の状況部分について

a 当該部分は、原処分及び理由説明書において、法5条3号及び4号トに該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該部分は、他大学との協力関係により取り寄せた当該大学の検討中の内部情報であり、これを公にした場合、今後同様の検討を行う際に、他大学からの協力を得ることが困難となり、教授会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので法5条4号柱書きを追加する。

b 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該部分は、他大学の検討中の内部情報であることが認められ、当該部分を公にした場合、今後同様の検討を行う際に、他大学からの協力を得ることが困難となり、教授会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(10) 不開示部分10について

ア 当該部分は、平成30年度非常勤講師任用計画に係る情報のうち任用予定者の氏名、担当授業科目名、担当時間数及び前任者の状況であることが認められる。

イ 原処分において、任用予定者の氏名及び前任者の状況部分は、法5条1号に該当するとし、担当授業科目名及び担当時間数部分は、同条4号に該当するとして不開示とされており、担当授業科目名部分は、理由説明書において、同条3号及び4号トに該当するとして不開示とされている。さらに、諮問庁は、不開示部分10について、補充理由説明書において、以下のとおり説明する。

当該部分は、非常勤講師任用計画上の任用予定者の氏名、任用された際の担当授業科目名、担当時間数及び前任者の状況に係る情報であり、これらが公になると、非常勤講師任用計画確定前の情報が公となり、関係者の誤解や憶測が生じ、新潟大学における率直な意見

の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるので、法5条3号を追加する。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該部分は、非常勤講師任用計画上の情報であると認められるので、これらが公になると、関係者の誤解や憶測が生じ、新潟大学における率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条3号に該当し、同条1号、4号及び同号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(11) 不開示部分11について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、文部科学省コアカリキュラムの在り方に関する検討会に出席した教員が作成した同検討会の傍聴記録である。

当該傍聴記録は、作成者の主観的なコメントが随所に記載されており、現在、新潟大学において特定学部特定課程Aのカリキュラム改正を検討中であるので、これを公にした場合、今後の特定学部カリキュラム改正に係る文部科学省との打合せや新潟大学内における改正作業に影響を及ぼす可能性があり、カリキュラム改正に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、コアカリキュラムとは、文部科学省が全国全ての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すために作成するものである。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、文部科学省コアカリキュラムの在り方に関する検討会の傍聴記録であることが認められる。また、作成者の主観的なコメントが随所に記載されていることも認められる。

(イ) 当該部分は、現在、特定学部特定課程Aのカリキュラム改正を検討中であるとの上記諮問庁の説明も踏まえると、当該傍聴記録が公になると、今後の特定学部カリキュラム改正に係る文部科学省との打合せや新潟大学内における改正作業に影響を及ぼす可能性があり、カリキュラム改正に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(12) 不開示部分12について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由

等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、新潟大学1年生を対象とした平成29年度新潟大学TOEIC Pテストの成績の分布に係る情報であり、当該部分を公にした場合、学部ごとの平均点及び単位認定基準に達した学生の人数・割合等が明らかとなり、当該成績のみをもって新潟大学学生への先入観を持たれることにより、今後の学生の就職活動等に影響を及ぼす可能性があり、新潟大学の就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、新潟大学1年生を対象とした平成29年度新潟大学TOEIC Pテストの成績の分布に係る情報のうち平均点、リスニング・リーディング別平均点、特定点以上の人数・割合等であることが認められる。

(イ) 当該部分のうち下記(ウ)を除く部分は、上記テストの詳細な成績結果等の記載が認められるので、当該部分を公にした場合、学部ごとの平均点及び単位認定基準に達した学生の人数・割合等が明らかとなり、当該成績のみをもって新潟大学学生への先入観を持たれることにより、今後の学生の就職活動等に影響を及ぼす可能性があり、新潟大学の就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) しかしながら、各項目の名称部分、学部欄、入学者数欄、受験申込者数欄、受験者数欄、下側の表の各項目の名称部分並びに下から2行目及び1行目の不開示部分は、各項目の名称、公表されている情報、TOEIC Pテストの受験の申込者数及び受験者数等にすぎないことから、当該部分を公にしても、当該成績のみをもって新潟大学学生への先入観を持たれることにより、今後の学生の就職活動等に影響を及ぼす可能性があり、新潟大学の就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(13) 不開示部分13について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、全国の国立大学特定学部の中で、規模や組織が類似し

ている13国立大学の学部長による会議に係る情報のうち学部長及び事務長が同会議に出席して作成した会議の内容であり、各国立大学の検討中の情報や様々な意見等が記載されている。当該情報が公になった場合、今後、同会議において、出席者は具体的な発言をちゅうちょし、適切な発言をすることができなくなるので、同会議の業務が停滞し、新潟大学を含めた各国立大学における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、13大学特定分野系学部長・事務長会議における各大学の意見等部分であることが認められる。

(イ) 当該部分は、各大学の検討中の情報や様々な意見等であると認められるので、これらを公にすると、今後、上記会議において、出席者の発言が制約されるなど、上記会議の業務が停滞し、新潟大学を含めた各国立大学における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(14) 不開示部分14について

ア 当該部分は、平成30年度研究専念期間（特定学部サバティカル研修）申請者に係る情報であり、①特定学部教授会資料中の教員の氏名、職名、講座等名、研究題目及び申請期間等並びに②文字起こし中の当該情報の説明部分（選考対象の教員の氏名等部分）及び当該情報の説明者の氏名等部分であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、平成30年度研究専念期間（特定学部サバティカル研修）申請者に係る情報のうち教員の氏名、職名、講座等名、研究題目及び申請期間等である。特定学部サバティカル研修とは、特定学部内で一定期間、教育と管理運営の業務を免除し、研究活動への専念を保障することにより教育研究の活性化を図ることを目的としたものである。

当該部分は、公表慣行もなく、法5条1号ただし書口及びハに該当する事情もないので、同号に該当する。

(イ) 上記①は、教員の氏名とともに記載されていることから、一体として当該教員に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると

認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、教員の氏名及び職名は、個人識別部分であるから部分開示の余地はなく、その余の部分である講座等名、研究題目及び申請期間等は、上記①は、教員のサバティカル研修の申請に係る情報であることから、当該教員の知人や学内関係者等一定範囲の者には、当該教員の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該教員のサバティカル研修に係る選考中の情報が明らかとなって、当該教員の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記①は法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②のうち当該情報の説明部分（選考対象の教員の氏名等部分）について

(ア) 当該部分は、原処分において、法5条3号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該部分は、選考対象の教員の氏名等であり、個人に関する情報であって、法5条1号ただし書イないしハに掲げる情報にも該当しないので、同号の不開示理由を追加する。

(イ) 当該部分は、選考対象の教員の氏名等であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 上記②のうち当該情報の説明者の氏名等部分について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は、既に開示されている議事概要、議事次第等から推認できる情報であるので、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当

せず、開示すべきである。

(15) 不開示部分15について

ア 当該部分は、特定学部関係行事予定表に係る情報であり、特定学部教授会資料中の①学生の次年度の配属手続日に係る情報、②大学院学位論文審査等の日時に係る情報、③入学試験の合否判定等の日時に係る情報、④3月の学部行事等欄の下から14段目の枠内の下側の部分並びに文字起こし中の⑤司会者、当該情報の説明者の氏名等であることが認められる。

イ 上記①について

上記①は、学生の次年度の配属希望調書の提出締切日及び教務担当と各専修との調書の受渡日にすぎないので、公にすることにより、不当な誤解を生じさせるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記①は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 上記②について

(ア) 上記②は、原処分及び理由説明書において、法5条3号及び4号トに該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該部分は、大学院学位論文審査及び卒業・修了判定等の日時に係る情報であり、当該部分を公にした場合、学生の不正行為等を容易にすることが可能となり、大学院学位論文審査及び卒業・修了判定等に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号柱書きを追加する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記②は、大学院学位論文審査及び卒業・修了判定等の日時に係る機微な情報であると認められ、当該部分を公にした場合、学生の不正行為等を容易にすることが可能となり、大学院学位論文審査及び卒業・修了判定等に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記②は法5条4号柱書きに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 上記③のうち下記オを除く部分について

(ア) 当該部分は、原処分及び理由説明書において、法5条3号及び4号トに該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のと

おり説明する。

当該部分は、入学試験の合否判定等の日時に係る情報であり、公にした場合、学生の不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号ハを追加する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該部分は、入学試験の合否判定等の日時に係る機微な情報であると認められ、公にした場合、学生の不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号ハに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ 上記③のうち4月の学部行事等欄部分について

当該部分は、既に開示されている部分から推認できる情報であるので、公にすることにより、不当な誤解を生じさせるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条3号並びに4号ハ及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 上記④について

上記④には、審議に係る行事内容の記載は認められないことから、公にすることにより、不当な誤解を生じさせるおそれ、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記④は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 上記⑤について

上記⑤は、司会者及び特定学部関係行事予定表の説明者の氏名等部分であり、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、上記⑤は、既に開示されている議事概要、議事次第等から推認できる情報であるので、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(16) 不開示部分16について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分のうち文字起こし中の当該情報の説明部分を除く部分は、平成29年11月1日現在の学校区分別の教員採用試験の受験者数、合格者数、受験率、合格率及び文字起こし中の当該情報の説明等部分並びに平成25年度ないし平成30年度の学校区分別の教員採用試験受験に係る一次合格者、最終合格者及び採用者等の内訳部分である。

これらは、教員採用試験に係る公となっていない詳細な情報であるので、これらを公にした場合、当該受験結果のみをもって新潟大学学生への先入観を持たれることにより、今後の学生の就職活動等に影響を及ぼす可能性があり、新潟大学の就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、教員採用検査受験報告等に係る情報であり、特定学部教授会資料中の①平成29年11月1日現在の学校区分別の教員採用試験の受験者数、合格者数、受験率及び合格率、②平成25年度ないし平成30年度の学校区分別の教員採用試験受験に係る一次合格者、最終合格者及び採用者等の内訳並びに文字起こし中の③当該情報の説明部分並びに司会者及び当該情報の説明者の氏名等部分であることが認められる。

(イ) 上記①及び②について

上記①及び②は、教員採用試験結果に係る詳細な情報であると認められることから、これらを公にした場合、当該受験結果のみをもって新潟大学学生への先入観を持たれることにより、今後の学生の就職活動等に影響を及ぼす可能性があり、新潟大学の就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記①及び②は法5条4号柱書きに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 上記③のうち当該情報の説明部分について

a 当該部分は、原処分及び理由説明書において、法5条3号及び4号トに該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該部分は、教員採用試験に係る公となっていない詳細な情報

であるので、これらを公にした場合、当該受験結果のみをもって新潟大学学生への先入観を持たれることにより、今後の学生の就職活動等に影響を及ぼす可能性があり、新潟大学の就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きを追加する。

b 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該部分は、教員採用試験結果に係る詳細な情報であると認められることから、上記（イ）と同様の理由により、法5条4号柱書きに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 上記③のうち司会者及び当該情報の説明者の氏名等部分について

当該部分は、司会者及び教員採用検査受験報告等の説明者の氏名等部分であり、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は、既に開示されている議事概要、議事次第等から推認できる情報であるので、上記（1）ウ（ウ）と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(17) 不開示部分17について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、特定学部内における特定職C免許状取得のための教育課程の計画・立案・運営及び履修を円滑にするための特定職C免許状教育課程運営委員会に係る情報のうちカリキュラムの検討部分である。

当該部分のうち文字起こし部分を除く部分は、公にした場合、関係者の誤解や憶測を招き、上記委員会や特定学部教授会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるので、法5条3号及び4号トに該当し、文字起こし部分は、上記説明に加え、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、同号柱書きにも該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、特定職C免許状教育課程運営委員会に係る情報であ

り、①特定学部教授会資料中の検討中の科目名部分及び②文字起こし中の司会者、当該情報の説明者及び業務連絡を発言した者の氏名等部分であることが認められる。

(イ) 上記①について

上記①は、文字起こし中の既に表示されている部分等から推認できる情報であると認められるので、公にすることにより、関係者の誤解を招き、上記委員会や特定学部教授会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記①は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 上記②について

上記②は、既に表示されている議事概要及び議事次第等から推認できる情報であると認められるので、公にすることにより、関係者の誤解を招き、上記委員会や特定学部教授会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記②は法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(18) 不開示部分18について

ア 当該部分は、特定学部教育研究集録（仮称）原稿募集の案内のうち担当者のメールアドレス部分であることが認められる。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分を公にした場合、特定学部教育研究集録作成に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号柱書きに該当するとのことである。

しかしながら、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該メールアドレスの公表の有無について、改めて確認させたところ、当該メールアドレスは公表されているとのことであるので、当該部分は、公にすることにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(19) 不開示部分19について

ア 当該部分は、文字起こし中の新潟大学特定学部教育諮問会議規程の制定に係る情報のうち①他大学の情報及び②当該情報の説明者の氏名等であることが認められる。

イ 上記①について

上記①は、新潟大学特定学部教育諮問会議規程案を作成するに当たって、参考とした他大学名であり、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、参考とした同規程の当該大学における公表の有無について、確認させたところ、当該規程は、当該大学のウェブサイトにおいて公表されているとのことである。

そうすると、上記①は、公表されている情報から推認できる情報であるので、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記①は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 上記②について

上記②は、既に開示されている議事概要及び議事次第等から推認できる情報であると認められるので、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(20) 不開示部分20について

ア 当該部分は、文字起こし中の教授会資料の電子化に係る情報のうち①当該情報の説明者の氏名等、②当該情報に対する意見を発言した者の氏名等、③発言中の事務職員の氏名等、④発言中の教員の氏名等及び⑤ペーパーレス化の実施学部名部分であることが認められる。

イ 上記①及び③について

上記①及び③は、教授会資料の電子化に係る情報の説明者及び発言中の事務職員の氏名等であり、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、上記①は、既に開示されている議事概要及び議事次第等から推認できる情報であり、上記③は、教授会資料の電子化のためのシステム担当者の氏名等にすぎないと認められるので、上記①及び③は、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記①及び③は法5条3号並びに4号柱書き及びトの

いずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 上記②について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記②は、教授会資料の電子化に係る情報に対する主観的な意見を発言した者の氏名等であり、当該部分が公になった場合、当該発言内容が既に開示されていることから、主観的な意見を発言した者の氏名等が明らかとなり、今後の教授会構成員の自由な発言が制約され、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記②は、教授会資料の電子化に係る情報に対する主観的な意見を発言した者の氏名等であると認められるところ、当該発言内容は既に開示されていることが認められる。

そうすると、当該部分が公になった場合、主観的な意見を発言した者の氏名等が明らかとなり、今後の教授会構成員の自由な発言が制約され、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記②は法5条4号柱書きに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 上記④について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、教授会構成員の主観的な発言部分に紐付けられた教員の氏名等であるので、これを公にした場合、教授会構成員の自由な意見が制約され、教授会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記④は、主観的な発言部分に紐付けられた教員の氏名等であると認められるところ、当該発言内容は当該氏名等部分を除き既に開示されていることが認められる。

そうすると、上記④は、上記ウ（イ）と同様の理由により、法5条4号柱書きに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ 上記⑤について

上記⑤は、ペーパーレス化を実施した学部名にすぎないので、公に

することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，上記⑤は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(21) 不開示部分21について

ア 当該部分は，文字起こし中の文部科学省セミナーに係る情報のうちセミナー講師の所属名であることが認められる。

イ 当該部分は，既に開示されている特定学部教授会資料から推認できる情報であるので，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(22) 不開示部分22について

ア 当該部分は，文字起こし中の特定教育委員会に係る情報のうち①教員支援員の派遣依頼を行った機関名及び②依頼内容部分であることが認められる。

イ 上記①について

上記①は，既に開示されている特定学部教授会資料から推認できる情報であるので，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，上記①は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず，開示すべきである。

ウ 上記②について

(ア) 上記②は，原処分及び理由説明書において，法5条3号及び4号トに該当するとして不開示とされているところ，諮問庁は，補充理由説明書において，当該部分の不開示理由等について，以下のとおり説明する。

上記②は，特定教育委員会からの教員支援員（当該教育委員会所属教諭の支援を行う非常勤の講師）の派遣依頼に係る機微な情報であり，当該部分を公にした場合，既に開示されている部分と照合することにより，他に知られたくない内部事情を推測することが可能となり，その結果，特定教育委員会との今後の協力関係に影響を及ぼすこととなり，今後の教員支援員に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

(イ) 以下，上記諮問庁の説明も踏まえ，検討する。

上記②は、教員支援員の派遣依頼に係る詳細な情報であると認められるので、当該部分を公にした場合、既に開示されている部分と照合することにより、他に知られたくない内部事情を推測することが可能となり、その結果、特定教育委員会との今後の協力関係に影響を及ぼすこととなり、今後の教員支援員に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記②は法5条4号柱書きに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(23) 不開示部分23について

ア 当該部分は、文字起こし中の平成30年度学年別ガイダンス及び履修指導日程に係る情報のうち①司会者及び当該情報の説明者の氏名等並びに②当該情報に対する意見を発言した者の氏名等であることが認められる。

イ 上記①について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、上記①は、既に開示されている議事概要及び議事次第等から推認できる情報であると認められるので、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 上記②について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記②は、平成30年度学年別ガイダンス及び履修指導日程に係る情報に対する主観的な意見を発言した者の氏名等であり、当該部分が公になった場合、当該発言内容が既に開示されていることから、主観的な意見を発言した者の氏名等が明らかとなり、今後の教授会構成員の自由な発言が制約され、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記②は、平成30年度学年別ガイダンス及び履修指導日程に係る情報に対する主観的な意見を発言した者の氏名等であると認めら

れるところ、当該発言内容は既に開示されていることが認められる。

そうすると、当該部分が公になった場合、主観的な意見を発言した者の氏名等が明らかとなり、今後の教授会構成員の自由な発言が制約され、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記②は法5条4号柱書きに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(24) 不開示部分24ないし不開示部分26について

ア 当該部分は、文字起こし中の平成30年度特定コースA学生の主免配属手続日程に係る情報、平成30年度特定コースB特定専修の基礎免の配属手続日程及び特定課程B学生の各コースへの配属手続日程に係る情報並びに転課程等に関する申合せ事項に係る情報のうち司会者及び説明者の氏名等部分であることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は、既に開示されている議事概要及び議事次第等から推認できる情報であると認められるので、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(25) 不開示部分27について

ア 当該部分は、文字起こし中の教育実習委員会に係る情報のうち司会者及び説明者の氏名等並びに発言中の教員の氏名等部分であることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は、既に開示されている議事概要及び議事次第等から推認できる情報であると認められるので、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(26) 不開示部分28ないし不開示部分33について

ア 当該部分は、文字起こし中の職場巡視における改善事項（平成29年10月分）、消防訓練、経費の節減、平成30年度非常勤講師任用計画、平成29年度附属特別支援学校特別支援教育研究会並びに学部紀要に係る情報のうち司会者、当該情報の説明者及び発言中の教員の氏名等部分であることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条3号並びに4号柱書き及びトに該当する旨説明する。

しかしながら、当該部分は、既に開示されている議事概要及び議事次第等から推認できる情報であると認められるので、上記(1)ウ(ウ)と同様の理由により、法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、上記3において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

(1) 本件においては、上記2(1)のとおり、原処分に係る開示決定通知書において、平成29年11月分の特定学部教授会の音声記録のうち音声データを記載漏れにより明示せず、結果的に、平成29年11月分の特定学部教授会の音声記録のうち音声データを特定していないことが認められた。

これは、原処分において慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、諮問庁は、当該記載漏れについては理由説明書で記載しているものの、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態が生じないよう、正確かつ慎重な対応が強く望まれる。

(2) また、本件では、上記2(1)のとおり、原処分に係る開示決定通知書において、平成29年4月から10月までの特定学部教授会の音声記録を明示していないことが認められた。

当該音声記録は、結果的に、上記2(4)のとおり、その保有は認

められないものの、当該音声記録は、審査請求人が法人文書開示請求書において具体的に明示しているものであり、当該通知書の記載は、理由提示の趣旨に照らし、不適切なものといわざるを得ない。諮問庁は、今後の開示決定等に当たっては、正確かつ慎重な対応が望まれる。

(3) さらに、本件では、上記(1)及び(2)の不適切な対応だけでなく、諮問庁が補充理由説明書の(1)において説明するとおり、原処分に係る開示決定通知書及び理由説明書の不開示部分の記載には、開示実施文書で開示されていて不開示部分には該当しないとされた部分を記載するなど、誤った記載が多く認められ、諮問に当たっても、その誤った不開示部分の記載を前提として不開示理由を説明していることが認められた。

このような諮問庁の当該開示決定通知書及び理由説明書の誤った記載については、甚だ慎重さに欠ける不適切な対応であったと言わざるを得ず、当審査会の審議に支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後の開示決定及び審査請求への対応に当たっては、同様の不適切な事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が強く望まれる。

#### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、4号及び同号へに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が不開示とされた部分は同条1号、3号、4号並びに同号柱書き、ハ、ヘ及びトに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号並びに4号柱書き、ハ、ヘ及びトに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、3号並びに4号柱書き、ハ及びトのいずれにも該当せず、開示すべきであり、新潟大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として平成29年11月分の特定学部教授会の音声記録のうち音声データを保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別表

1 不開示部分	2 諮問庁が不開示とする理由（理由説明書）	3 不開示理由（法5条）	4 開示すべき部分
<p>不開示部分 1</p> <p>個人に係る情報（法5条1号本文前段情報）</p> <p>①平成29年度卒業研究の履修資格判定に係る情報</p> <p>②学生の休学及び退学等に係る情報</p> <p>③平成29年度特定課程A（特定コースA）2年次学生配属決定名簿（一部変更）に係る情報</p> <p>④研究生（外国人留学生）の受入れ等に係る情報</p> <p>⑤大学間交流協定に基づく交換留学派遣学生の単位認定に係る情報</p> <p>⑥学業成績優秀者推薦書に係る情報</p> <p>⑦特定学部1年生ないし4年生に係る情報</p> <p>⑧大学間交流協定に基づく学生の留学に係る情報</p> <p>⑨平成29年度9月卒業に係る情報</p> <p>⑩平成29年度科目等履修生の受入れ等に係る情報</p> <p>⑪研究生（外国人留学生）の退学に係る情報</p>	<p>① 学生の在籍番号及び氏名は、個人を識別することのできる情報であり、学生の、所属、不足単位数、修得単位数、在籍情報は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>② （33頁，249頁，523頁，524頁，641頁及び735頁）</p> <p>学生の在籍番号及び氏名は、人を識別するこ</p>	<p>1号</p> <p>②④⑤⑦の文字起こし部分は3号、理由説明書において4号トを追加</p> <p>ただし、文字起こし部分のうち②の司会者・当該情報の説明者の氏名等部分、④、⑤及び⑦は理由説明書において4号も追加</p>	<p>② 文字起こし部分の全て（文字起こし部分の9枚目の下から（頁番号部分を除く。以下同じ。）6行目、2行目及び1行目、10枚目の上から1行目及び2行目の不開示部分）</p> <p>④ 文字起こし部分の全て（文字起こし部分の5枚目の上から5行目の不開示部分）</p> <p>⑤ 文字起こし部分の全て（文字起こし部分の4枚目の下か</p>

	<p>⑫新潟大学院特定大学院の学びの特色に係る情報</p>	<p>とのできる情報であり、学生学年、課程、指導教員、休学期間等及び事由は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>② （785頁及び786頁） 学生異動の内容を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>③ 学生の在籍番号及び氏名は、個人を識別することのできる情報であり取得希望免許状の種</p>	<p>ら4行目、5枚目の上から1行目及び2行目の不開示部分）</p> <p>⑦ 文字起こし部分の全て（文字起こし部分の10枚目の上から3行目、6行目、7行目、13行目及び17行目の不開示部分）</p>
--	-------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>類は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，在籍番号及び氏名を不開示にしても，記載された学生数が少人数であるため，通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても，一部の者には個人を特定されることが可能であるので，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>④ （173頁及び695頁）</p> <p>学生の氏名は，個人を識別することのできる情報であり，学生の生年月日，性別，国籍，最終学歴，研究期間，研究題目，指導教員及び備考欄は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，氏名を不開示にしても，記載された学生数が少人数であるため，通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても，一部の者には個人を特定され</p>		
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		<p>ることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>④ （403頁及び405頁）</p> <p>学生の氏名は、人を識別することのできる情報であり、生年月日、性別、国籍、学歴、在学期間、受入身分及び指導教員は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>④ （781頁）</p>		
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		<p>発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑤</p> <p>(175頁, 176頁及び693頁)</p> <p>学生の在籍番号及び氏名は、個人を識別することのできる情報であり、学生の課程、学年、留学先大学、留学先大学での履修科目並びに認定単位、期間、本学での認定授業科目並びに認定単位は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの(法5条1号)」に該当する。</p>		
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		<p>⑤  (780頁及び781頁)  他機関の情報を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑥  在籍番号及び氏名は個人を識別することのできる情報であり、前年度修得単位数及び前年度におけるGPA（原文ママ）は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が各学年とも少人数であるため、通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>⑦  (373頁ないし37</p>		
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		<p>6頁及び737頁ないし741頁)          学生の在籍番号及び氏名は、個人を識別することのできる情報であり、学科、指導教員、休学状況、在学状況、単位取得状況は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>⑦          (786頁)          セミナー講師を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑧          学生の学籍番号、氏名</p>		
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		<p>は、個人を識別することのできる情報であり、課程、学年、留学期間、留学先大学名及び身分及び指導教員は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>⑨ 卒業判定対象者名簿及び卒業判定基礎資料は、個人に関する情報であり、また、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当し</p>		
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		<p>ないことから，不開示とする。</p> <p>⑩          学生の氏名は，個人を識別することのできる情報であり，最終学歴，履修科目等，在学期間は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，在籍番号及び氏名を不開示にしても，記載された学生数が少人数であるため，通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても，一部の者には個人を特定されることが可能であるので，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>⑪          学生の在籍番号及び氏名は，個人を識別することのできる情報であり，退学年月日，事由及び指導教員は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，在籍番号及び氏名を不開示にしても，記載された学生数が少人数であるため，通常入</p>		
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		<p>手しうる情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>⑫ 写真資料は、個人に関する情報であり、また、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p>		
不開示部分2	<p>個人に係る情報（法5条1号本文後段情報）</p> <p>① 図書室カード番号に係る情報</p> <p>② 除籍該当予定者に係る情報</p>	<p>① 図書室カード番号は、他者に知られると不利益となる情報であって、通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはでき</p>	1号	<p>① 全て（485頁及び486頁の不開示部分）</p>

		<p>ないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>② 除籍該当予定者数は，他者に知られると不利益となる情報であって，通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても，一部の者には個人を特定されることが可能であるので，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p>		
不 開 示 部 分 3	<p>入学試験関係に係る情報</p> <p>①特定入試に係る情報</p> <p>②特定学部入学試験運営委員会議事概要に係る情報</p> <p>③新潟大学特定学部入学試験実施に関する申合せに係る情報</p> <p>④平成30年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等（案）に係る情報</p> <p>⑤平成30年度特定学部推薦入試志願状況に</p>	<p>① （11頁） 入試日程の事項及び内容は，入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p> <p>① （733頁） 事務事業の適正な遂行</p>	4号 ①⑤の文字起こし部分は3号，理由説明書において4号トを追加 ただし，文字起こし部分のうち①の司会者・当該情報の説明者の氏名等部分及び⑤の当該情報の説明	① 第120回特定学部教授会資料の「平成30年度新潟大学特定志願者数」の男女別志願者数，志願倍率，看護師免許取得者数及び出身高等学校の県内・県外別人数等並

<p>係る情報</p>	<p>に支障を及ぼすおそれがあるため。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p> <p>① (785頁) 志願者数を開示することは，率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから，不開示とする。</p> <p>② 受験票発送日程及び委員名が開示されると，入学試験の公正な運営に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号により不開示とする。</p> <p>③ 入学試験に関する情報であり，当該情報が開示されると，入学試験の公正な運営に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号により不開示とする。</p> <p>④ (691頁及び692頁)</p>	<p>者の氏名等部分は理由説明書において4号も追加</p>	<p>びに下側の表の項目名部分(733頁の上側の表の不開示部分及び下側の表の上から1段目の不開示部分) 文字起こし部分の全て(文字起こし部分の9枚目の上から10行目ないし12行目及び14行目の不開示部分)</p> <p>④ 文字起こし中の司会者，当該情報の説明者及び業務連絡を行った者の氏名等部分(文字起こし部分の4枚目の上から6行目，7行目，14行目，21行目及び24行目の不開</p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>欠員補充2次募集に関する入学試験に関する出願資格，出願期間及び方法，選抜方法等，合格発表日及び入学手続期間については，公表していない情報であり，当該情報が開示されると，入学試験の公正な運営に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号により不開示とする。</p> <p>④ (780頁) 入学試験に関する情報であり，当該情報が開示されると，入学試験の公正な運営に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号により不開示とする。</p> <p>⑤ (731頁) 事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p> <p>⑤ (785頁) 志願者数を開示するこ</p>	<p>示部分) ⑤ 全て(731頁並びに文字起こし部分の9枚目の10行目ないし12行目及び14行目の不開示部分)</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

		とは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。		
不開示部分4	<p>特定分野における研究倫理審査委員会に係る情報</p> <p>①倫理委員会委員の氏名等に係る情報</p> <p>②倫理委員会の実施日時及び場所に係る情報</p> <p>③倫理委員会に出席したオブザーバー等の氏名等に係る情報</p> <p>④陪席者の氏名等に係る情報</p> <p>⑤倫理委員会議事概要に係る情報</p> <p>⑥倫理委員会委員以外の説明者の氏名等に係る情報</p> <p>⑦審査に関わる書類一覧、申請・審査の流れに係る資料及び申請書様式等に係る情報</p> <p>⑧司会者、倫理委員会に係る情報の説明者の氏名等及び倫理委員会の審議内容の説明部分に係る情報</p>	<p>(81頁, 86頁及び281頁)</p> <p>当該委員会委員名を開示することは、委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>(265頁, 266頁, 275頁, 369頁, 370頁, 557頁, 558頁, 647頁, 648頁及び765頁)</p> <p>当該委員会委員名及び審議内容を開示することは、委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p>	4号 文字起こし部分のうち司会者の氏名等部分は3号、理由説明書において4号トを追加	② 全て(81頁の下から12行目及び10行目、86頁の上から5行目の左側、265頁の上から3行目及び4行目、281頁の下から4行目の左側、369頁の上から3行目及び4行目、370頁の上から2行目及び3行目、502頁の下から7行目及び4行目、507頁の下から12行目、557頁の上から4行目及び5行

		<p>(301頁ないし322頁及び419頁ないし437頁)</p> <p>特定分野における倫理審査に関する書類を公にすることにより、委員会の審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>(393頁, 399頁, 502頁, 507頁, 592頁, 599頁, 665頁, 678頁及び792頁)</p> <p>当該委員会委員名を公にすることにより、委員会の審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p>	<p>目, 558頁の上から2行目及び3行目, 592頁の下から10行目及び7行目, 599頁の下から6行目の左側, 647頁の上から4行目及び5行目, 665頁の下から3行目, 678頁の上から13行目の左側並びに765頁の上から3行目及び4行目の不開示部分)</p> <p>④ 全て(265頁の上から6行目, 369頁の上から6行目, 370頁の上から5行目, 557頁の上から7行目, 558</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

				<p>頁の上から 5 行目, 6 4 7 頁の上 から 7 行目 及び 7 6 5 頁の上から 6 行目の不 開示部分)</p> <p>⑥ 全て (2 8 1 頁の下か ら 4 行目の 右側の不開 示部分)</p> <p>⑦ 全て (3 0 1 頁ないし 3 2 2 頁及 び 4 1 9 頁 ないし 4 3 7 頁の不開 示部分)</p> <p>⑧ 司会者の氏 名等部分 (文字起こ し部分の 1 6 枚目の下 から 8 行目 の不開示部 分)</p>
不 開 示 部 分 5	<p>人事選考に係る情報</p> <p>①教員定員の配置に係る情報</p> <p>②教員選考の結果に係る情報</p>	<p>①② 教員定員配置及び教員 選考結果を公にすること は, 人事管理に係る 事務に関し, 公正かつ 円滑な人事の確保に支</p>	4 号へ	

		障をきたすおそれがあるため。法5条4号へに該当することから、不開示とする。		
不開示部分6	<p>組織改組等に係る情報</p> <p>①平成31年度大学院抜本的改組検討WGに係る情報</p> <p>②現社研WGに係る情報</p> <p>③大学改革・大学評価委員会教育組織改組検討部会に係る情報</p> <p>④総合大学における教員養成タスクフォースに係る情報</p> <p>⑤新潟大学の大学院教育改革についての基本方針(案)に係る情報</p> <p>⑥大学改革・大学評価委員会学系再編委員会に係る情報</p> <p>⑦新潟県小学校教員採用占有率(目標値と達成値に係る情報)に係る情報</p> <p>⑧拡大整備計画委員会に係る情報</p> <p>⑨教職課程コアカリキュラム(案)に係る情報</p> <p>⑩入試制度改革に関する各学部の実情調査(ヒアリング)に係る情報</p> <p>⑪カリキュラム検討委員会に係る情報</p>	<p>① 大学院改組に関する、検討段階における不確定な情報であり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>② 大学院現代社会文化研究科改組に関する、検討段階における不確定な情報であり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>③④⑤⑥⑨ 学部改組に関する情報は、検討段階における不確定な情報であり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑦ 新潟県小学校教員採用占有率(目標値と達成値)を開示することは、率直な意見交換や</p>	<p>3号</p> <p>理由説明書において4号トを追加ただし、文字起こし部分のうち⑪の司会者・当該情報の説明者の氏名等部分及び⑬の司会者・当該情報の説明者・当該情報に対する意見を発言した者・発言中の教員の氏名等部分は理由説明書において4号も追加</p>	<p>⑦ 全て(323頁ないし325頁の不開示部分)</p> <p>⑨ 特定出版社の記事部分(331頁の不開示部分)</p> <p>⑩ ⑩に係る資料の上から2行目ないし11行目部分(535頁の不開示部分)</p> <p>⑪ 文字起こし部分の全て(文字起こし部分の13枚目の下から5行目及び2行目並びに14枚目の上から1行目の不開示部分)</p>

	<p>⑫国立教員養成大学・学部，大学院，附属学校の改革に関する有識者会議報告書に係る情報</p> <p>⑬新潟大学特定研究科特定専攻拡充案に係る情報</p> <p>⑭他大学との連携に係る情報</p>	<p>意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから，不開示とする。</p> <p>⑧学部改組に関する情報及び他機関の状況は，検討段階における不確定な情報であり，公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから，不開示とする。</p> <p>⑩入試制度改革に関する実情調査（ヒアリング）に関する内容は，検討段階における不確定なものであり，公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから，不開示とする。</p> <p>⑪（560頁ないし564頁，757頁及び758頁） 特定学部における教育カリキュラム体系に関する情報は，検討段階における不確定な情報であり，公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるた</p>	<p>⑫国立教員養成大学・学部と文部科学省の意見交換日程表（新潟大学の日程を除く）部分（618頁の不開示部分） 文字起こし中の文部科学省との意見交換に出席した者の職名部分（文字起こし部分の7枚目の下から12行目の不開示部分）</p> <p>⑬文字起こし中の司会者・当該情報の説明者・発言中の教員の氏名等及び単位数部分（文字起こし部分の1枚目の上から16行目</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>め。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑪ (789頁) 発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑫ (618頁, 620頁ないし622頁, 624頁ないし628頁及び632頁ないし634頁) 学部改組に関する情報及び入試制度改革に関する情報は、検討段階における不確定な情報であり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑬ (700頁及び703頁ないし706頁) 学部改組に関する情報は、検討段階における不確定な情報であり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条</p>	<p>及び17行目, 2枚目の上から2行目, 3行目, 8行目, 20行目, 31行目及び32行目, 3枚目の上から1行目, 5行目, 6行目, 8行目, 14行目及び16行目の不開示部分)</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑫ (783頁) 入試制度改革に関する検討内容は、検討段階における不確定な情報であり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑬ (687頁及び688頁) 大学院改組に関する情報は、検討段階における不確定な情報であり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑬ (777頁ないし779頁) 拡充内容及び他大学の情報を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑭</p>		
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		他大学との連携協議会に関する内容は、検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。		
不開示部分7	平成29年度特定学部特定演習日程表に係る情報	特定演習の成績に関する情報は、成績評価の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。	4号	会議の日程部分(253頁の上から22行目の不開示部分)
不開示部分8	全国国立大学法人特定分野系学部長会議に係る情報	他機関の内部情報を公開することは、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。	4号	
不開示部分9	特定協会北陸地区評議員会及び同北陸地区会に係る情報	(339頁ないし344頁及び709頁ないし711頁) 他機関の内部情報を公開することは、事務事業の適正な遂行に支障	4号 第120回特定学部教授会資料中の「平成29年度特定	文字起こし中の特定協会北陸地区評議員会及び同北陸地区会出席者

		<p>を及ぼすおそれがあるため。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>(714頁ないし718頁及び720頁ないし729頁)</p> <p>外部機関の会議資料を公開することは、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>(784頁)</p> <p>発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p>	<p>協会北陸地区会学長・副学長・学部長・学部教員合同会議」部分 は、原処分において3号、理由説明書において4号及び同号トを追加 文字起こし部分は3号、理由説明書において4号トを追加 ただし、文字起こし部分のうち他大学の状況部分は4号柱書きも追加</p>	<p>の氏名等部分(文字起こし部分の8枚目の下から15行目及び14行目の不開示部分)</p>
不開示部分1	平成30年度非常勤講師任用計画に係る情報	<p>(任用予定者の氏名)</p> <p>法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲げる情</p>	<p>任用予定者の氏名及び前任者の状況部分は1号、補充理由説明書に</p>	

0		<p>報に該当しないことから、不開示とする。  (開設授業科目)  開設授業科目は、検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p>	<p>において3号を追加  担当授業科目名部分は4号、理由説明書において3号及び4号トを追加  担当時間数部分は4号、補充理由説明書において3号を追加</p>	
不開示部分11	<p>文部科学省コアカリキュラムの在り方に関する検討会に係る情報</p>	<p>他機関の内部情報を公開することは、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p>	4号	
不開示部分12	<p>平成29年度新潟大学TOEICIPテスト結果に係る情報</p>	<p>TOEICIPテスト結果は部外秘とされている情報であり、これを開示することは、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ</p>	4号	<p>各項目の名称部分、学部欄、入学者数欄、受験申込者数欄、受験者数欄、下側の表の各項目の名称部分並びに下から2行目</p>

		るものに該当することから、不開示とする。		及び1行目部分(573頁の不開示部分)
不開示部分13	13 大学特定分野系学部長・事務長会議に係る情報	他機関の内部情報を公開することは、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。	4号	
不開示部分14	平成30年度研究専念期間(特定学部サバティカル研修)申請者に係る情報	(689頁) 講座等名、職名、氏名、研究題目、申請期間及び採用年月を公にすることにより、当該教員の研究活動等への支障があるため。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。 ただし、原処分では1号を主張。 (779頁) 応募教員名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号	1号 理由説明書において4号を追加 文字起こし部分は3号、理由説明書において4号トを追加 ただし、文字起こし部分のうち当該情報の説明者の氏名等部分は、理由説明書において4号も追加 文字起こし部分のうち選考対象の	文字起こし中の当該情報の説明者の氏名等部分(文字起こし部分の3枚目の下から9行目の不開示部分)

		に該当することから、不開示とする。	教員の氏名等部分は補充理由説明書において1号を追加	
不開示部分 15	特定学部関係行事予定表に係る情報	<p>(743頁ないし746頁) 検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>(786頁) 発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p>	<p>3号理由説明書において4号トを追加ただし、文字起こし部分は、理由説明書において4号も追加 教授会資料のうち大学院学位論文審査等の日時部分は補充理由説明書において4号柱書きを追加 教授会資料のうち入学試験の合否判定等の日時部分は補充理由説明書において4号ハを追加</p>	<p>学生の次年度の配属手続日部分(743頁の上から11段目及び23段目の全ての枠内、744頁の下から1段目の枠内並びに745頁の上から6段目の全ての枠内の不開示部分) 入学試験の合否判定等の日時部分のうち4月の学部行事等欄部分(746頁の不開示部分) 3月の学部行事等欄の下から14段目の枠内の下側部分(745頁</p>

				の不開示部分) 文字起こし中の司会者及び当該情報の説明者の氏名等部分(文字起こし部分の10枚目の下から10行目及び7行目の不開示部分)
不開示部分16	教員採用検査受験報告等に係る情報	(753頁ないし755頁) 検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。 教員採用試験受験状況を開示することは、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。 (788頁及び789頁) 発言者の氏名を開示す	3号及び4号 理由説明書において4号トを追加 文字起こし部分は、3号、理由説明書において4号トを追加 ただし、文字起こし部分のうち司会者・当該情報の説明者の氏名等部分は、理由説明書において4号も追加 文字起こし部分のうち	文字起こし中の司会者及び当該情報の説明者の氏名等部分(文字起こし部分の12枚目の下から2行目、13枚目の上から2行目及び4行目の不開示部分)

		<p>ることは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p>	<p>当該情報の説明部分は、補充理由説明書において4号柱書きを追加</p>	
<p>不開示部分 17</p>	<p>特定職C免許状教育課程運営委員会に係る情報</p>	<p>(763頁) 再課程認定の内容に関する情報は、検討段階における不確定な情報であり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。 (791頁及び792頁) 発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。</p>	<p>3号 理由説明書において4号トを追加ただし、文字起こし部分は、理由説明書において4号も追加</p>	<p>全て(763頁の全て、文字起こし部分の15枚目の上から19行目、22行目、24行目、26行目、28行目、31行目及び33行目並びに16枚目の上から6行目、10行目及び18行目の不開示部分)</p>
<p>不開示部分 18</p>	<p>特定学部教育研究集録(仮称)原稿募集の案内に係る情報</p>	<p>メールアドレスは個人情報であり、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p>	<p>4号</p>	<p>全て(775頁の不開示部分)</p>

不 開 示 部 分 1 9	新潟大学特定学部教育 諮問会議規程の制定に 係る情報	他大学名を開示するこ とは、率直な意見交換 や意思決定の中立性が 損なわれるおそれがあ るため。法5条3号に 該当することから、不 開示とする。	3号 理由説明書 において4 号トを追加 ただし、当 該情報の説 明者の氏名 等部分は、 理由説明書 において4 号も追加	全て（文字 起こし部分 の1枚目の 上から3行 目及び4行 目の不開示 部分）
不 開 示 部 分 2 0	教授会資料の電子化に 係る情報	発言者の氏名を開示す ることは、率直な意見 交換や意思決定の中立 性が損なわれるおそれ があるため。法5条3 号に該当することから 、不開示とする。	3号 理由説明書 において4 号トを追加 ただし、当 該情報の説 明者・当該 情報に対す る意見を発 言した者・ 発言中の事 務職員・発 言中の教員 の氏名等部 分は、理由 説明書にお いて4号も 追加	文字起こし 中の当該情 報の説明者 及び発言中 の事務職員 の氏名等並 びにペーパ ーレス化の 実施学部名 部分（文字 起こし部分 の5枚目の 下から8行 目、6枚目 の上から1 行目、5行 目、10行 目及び15 行目並びに 7枚目の上 から5行目 及び7行目 の不開示部 分）
不 開	文部科学省セミナーに 係る情報	セミナー講師を開示す ることは、率直な意見	3号 理由説明書	全て（文字 起こし部分

示 部 分 2 1		交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。	において4号トを追加	の8枚目の上から19行目の不開示部分)
不 開 示 部 分 2 2	特定教育委員会に係る情報	他機関の内部情報を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。	3号 理由説明書において4号トを追加ただし、依頼内容部分は補充理由説明書において4号柱書きを追加	教員支援員の派遣依頼を行った機関名部分(文字起こし部分の9枚目の上から1行目の不開示部分)
不 開 示 部 分 2 3	平成30年度学年別ガイダンス及び履修指導日程に係る情報	発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。	3号 理由説明書において4号及び同号トを追加	司会者及び当該情報の説明者の氏名等部分(文字起こし部分の10枚目の下から3行目並びに11枚目の上から2行目, 6行目, 14行目, 16行目及び25行目の不開示部分)
不 開 示 部 分	平成30年度特定コースA学生の主免配属手続日程に係る情報	発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3	3号 理由説明書において4号及び同号トを追加	全て(文字起こし部分の12枚目の上から2行目及び6

2 4		号に該当することから、不開示とする。		行目の不開示部分)
不開示部分 2 5	平成30年度特定コースB特定専修の基礎免の配属手続日程及び特定課程B学生の各コースへの配属手続日程に係る情報	発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。	3号 理由説明書 において4号及び同号トを追加	全て(文字起こし部分の12枚目の上から10行目及び14行目の不開示部分)
不開示部分 2 6	転課程等に関する申合せ事項に係る情報	発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。	3号 理由説明書 において4号及び同号トを追加	全て(文字起こし部分の12枚目の下から10行目及び6行目の不開示部分)
不開示部分 2 7	教育実習委員会に係る情報	発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。	3号 理由説明書 において4号及び同号トを追加	全て(文字起こし部分の14枚目の下から9行目及び5行目の不開示部分)
不開示部分 2 8	職場巡視における改善事項(平成29年10月分)に係る情報	発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。	3号 理由説明書 において4号及び同号トを追加	全て(文字起こし部分の17枚目の上から4行目の不開示部分)
不開示部分 2	消防訓練に係る情報に係る情報	発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することか	3号 理由説明書 において4号及び同号トを追加	全て(文字起こし部分の17枚目の上から17行目の不開示部分)

9		ら、不開示とする。		
不開示部分 30	経費の節減に係る情報	発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。	3号 理由説明書 において4号及び同号トを追加	全て（文字起こし部分の17枚目の下から4行目、1行目並びに18枚目の上から1行目の不開示部分）
不開示部分 31	平成30年度非常勤講師任用計画に係る情報 （文字起こし部分）	発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。	3号 理由説明書 において4号及び同号トを追加	全て（文字起こし部分の18枚目の下から12行目、8行目及び1行目の不開示部分）
不開示部分 32	平成29年度附属特別支援学校特別支援教育研究会に係る情報	発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。	3号 理由説明書 において4号及び同号トを追加	全て（文字起こし部分の19枚目の上から2行目の不開示部分）
不開示部分 33	学部紀要に係る情報	発言者の氏名を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。法5条3号に該当することから、不開示とする。	3号 理由説明書 において4号及び同号トを追加	全て（文字起こし部分の19枚目の上から7行目、9行目及び17行目の不開示部分）

以下、原処分に記載のない部分について、理由説明書にて説明する部分

対象文書	不開示とする理由
------	----------

文字起こし部分全体	<p>(発言者氏名)</p> <p>発言者氏名を開示することで、教授会における自由な発言・議論ができなくなる。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。(原処分には記載なし)</p>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------